

令和元年度柴田町議会 6 月会議会議録（第 3 号）

---

出席議員（18名）

1 番	森	裕 樹	君	2 番	加 藤	滋	君
3 番	安 藤	義 憲	君	4 番	平 間	幸 弘	君
5 番	桜 場	政 行	君	6 番	吉 田	和 夫	君
7 番	秋 本	好 則	君	8 番	斎 藤	義 勝	君
9 番	平 間	奈緒美	君	10 番	佐々木	裕 子	君
11 番	安 部	俊 三	君	12 番	森	淑 子	君
13 番	広 沢	真	君	14 番	有 賀	光 子	君
15 番	舟 山	彰	君	16 番	白 内	恵美子	君
17 番	水 戸	義 裕	君	18 番	高 橋	たい子	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 原 光 男 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 芳 君
ま ち づ く り 政 策 課 長	平 間 雅 博 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 昭 君
税 務 課 長	水 上 祐 治 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	平 間 清 志 君
子 ども 家 庭 課 長	水 戸 浩 幸 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑山 慎太郎
主 幹	伊藤 純子
主 査	佐山 亨

---

議 事 日 程 (第3号)

令和元年6月5日(水曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 森 裕樹 議員
- (2) 佐々木 裕子 議員
- (3) 広 沢 真 議員
- (4) 安 藤 義 憲 議員
- (5) 有 賀 光 子 議員
- (6) 水 戸 義 裕 議員

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において12番森淑子さん、13番広沢真君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） おはようございます。

1番森裕樹です。大綱2問、質問させていただきます。

#### 1. 本町の屋外運動施設の管理状況は。

平成11年に「柴田町スポーツ都市宣言」をしている本町には、体育科がある柴田高等学校や仙台大学があるほか、スポーツ少年団が平成30年4月1日現在26団体あるなど、スポーツに対して積極的に取り組んでいる町であると言えます。

また、平成28年に「柴田町スポーツ推進計画」も策定しており、基本目標には住民のニーズや期待にこたえ「いつでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツ活動を継続的かつ生涯にわたってスポーツと親しめる環境を整備する必要があると記されています。子どもから大人まで、生涯スポーツを楽しめるようしっかりと環境整備に取り組んでいることとは思いますが、平成

30年度における屋外運動場の整備状況、利用状況について伺います。

- 1) 屋外運動施設の数と利用状況は。
- 2) 利用者からの要望や苦情は。
- 3) 屋外運動施設利用時の事故やけが人の数は。

## 2. 児童・幼児の道路歩行時の安全は。

テレビや新聞等で連日報じられていますが、滋賀県大津市で、歩道で信号待ちしていた散歩中の園児ら16人の列に車が突っ込み、園児2名が犠牲になった事故や、東京都豊島区池袋で高齢者が運転する車が暴走し、母子2名が犠牲になるなど、痛ましい事故が相次いでいます。大津市の事故では、保育士が道路側に立ち、園児を守るように待機していましたが、縁石のない間から車が突っ込んできたため、園児の命を守ることができなかったとのこと。次の世代を担う子どもはどうい命を守るために、児童・幼児の道路歩行時の安全確保については、町全体で取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで伺います。

- 1) 通学路は毎年見直しをしていますか。
- 2) 幼稚園児などの散歩コースの把握と安全対策は。
- 3) 通学路などの危険箇所では、どのような安全対策を講じていますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 森裕樹議員の大綱2問についてお答えします。

初めに、大綱1問目、屋外運動施設の管理状況について3点ございました。

1点目、施設の数と利用状況についてです。運動場は、柴田町総合運動場、並松運動場、阿武隈川運動場の3カ所、テニスコートは館山テニスコート、入間田テニスコート、葛岡山テニスコートの3カ所がございます。

利用状況についてですが、昨年度の利用実績を申し上げますと、柴田町総合運動場は501件、3万878人で、内訳としまして柴田球場が194件、1万2,408人で、多目的グラウンドが307件、1万8,470人でした。並松運動場は704件、2万854人、阿武隈川運動場は571件、2万3,816人で、運動場の総計は1,776件、7万5,548人でした。また、テニスコートにつきましては、3カ所の合計が919件、8,814人でした。

2点目、要望や苦情についてでございます。

現在のところは、大きな苦情などは寄せられておりません。しかし、年々施設の劣化は避けられないため、ふぐあいが生じた場合には利用者に支障が出ないように、早急な修繕に努めているところです。屋外の運動施設は屋外にあるだけに劣化の進度が早いことや、設置からの経過年数を考慮し、常に点検、確認を行い、修繕が必要な箇所の把握に努めるなど、施設の維持管理を計画的に進めてまいりたいと思っております。

3点目、事故やけがについてです。

当町の施設において、利用中にけがをした例は程度の大小を問わず、少なからずあったと思われませんが、その件数や人数についての正確なデータは把握できておりません。現在においても練習や試合における接触や転倒など、スポーツプレー中のけがは避けられませんが、少なくとも施設設備の不備に起因した事故やけがに基づく賠償が生じたという事例についての報告はございません。

次に、大綱2問目、児童・幼児の道路歩行時の安全についてお答えします。3点ございました。

1点目、通学路の見直しについてです。通学路の見直し、指定につきましては、2月に行われる新1年生の1日体験入学及び保護者説明会までにPTAや地域の意見を聞きながら各学校が決定し、町教育委員会が承認しております。児童にとっては、自分の家から学校までのルートが通学路となりますので、学校では児童たちが集まって安心・安全に登校できる幹線町道などを通学路として指定しております。

2点目、幼稚園児などの散歩コースについてです。第一幼稚園では幼稚園の行事がない日に職員数が確保できて天気がよい日などに幼稚園周辺を散歩しております。また、近くの畑を借りてジャガイモを栽培しており、収穫を兼ねて散歩に出ることもございます。散歩に出るときにはクラスごとに園児20名の場合もあれば、園児全員40名の場合もあります。散歩コースは船岡小学校の校庭や交通量が少ない安全な道路をコースとして選び、園児は2人1組で手をつなぎ、職員3、4名で引率し、職員を園児の先頭、中間、そして最後尾に配置し、ホイッスルを携帯するなどして安全確保に努めております。

本年4月の保育参観時には保護者、園児を対象に、大河原警察署、柴田交番の協力のもと、模擬信号機を用いて、親子交通安全教室を開催し、横断歩道のルールなどについて親子で学ぶ場を設けました。また、今回の事故を受けて、町の保育所、小規模保育事業所に散歩の緊急調査を実施いたしました。広い園庭を持たない小規模保育事業所では、天気のよい日は近隣公園までの散歩が日常的に行われております。コースについては複数設けている事業所もあり、子

どもが興味、関心を示す場所を選定しております。

また、安全管理の面では、周辺の危険箇所の把握、交通量、歩道、信号機、横断歩道の有無などを検討した上でコースの選定を行うとともに、保育士同士の危険意識を共有するなどの対策を講じていることを確認しました。

町の保育所では、平均月1回から2回の園外活動を行っており、下見を行い、安全管理を重視したコース選定をしております。また、散歩の実施に当たっては、散歩中であることがわかるように、目印として旗やプラカードを掲げるなど工夫をしております。今般の事故報道を受け、保育関係者の安全管理への意識がさらに高まっておりますが、さらなる安全管理の徹底について、文書でお願いしたところです。

今後も安全管理を最優先に細心の注意を払いながら、園内外の活動に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

3点目、危険箇所対策についてです。通学路における安全確保対策としまして、学校、スクールガード・リーダー、行政区長など地域住民からの危険箇所に関する情報をもとに、大河原警察署、都市建設課、まちづくり政策課、関係機関などと合同点検を定期的実施し、危険箇所ごとに歩道の整備、横断防止柵の改修、防犯灯の新設、注意喚起の路面表示の整備など、通学路に配慮して交通安全施設の整備に努めております。

町で直接対応できない信号機設置や一時停止、速度制限などの交通規制に関する要望につきましては、大河原警察署を通じて宮城県公安委員会への要望を行っており、ことし3月には以前から要望しておりました槻木祇園田水門前の交差点に、歩車分離式信号機が設置されました。

児童生徒の登校下校時の安全を確保する取り組みとしましては、学校、町のスクールガード・リーダー、交通指導隊、地域住民で組織された見守り隊などが連携して、街頭指導や巡回を行っております。また、児童生徒に対する安全教育も重要なことから、交通指導隊による児童生徒への交通安全教室、子どもみこしやパレードなどにおける交通指導を継続して実施していただいております。今後も住民一人一人が交通安全について、高い意識を持っていただくよう、交通安全運動や広報啓発活動を行うとともに、通学路の点検実施や、園児や児童生徒に対する安全教育を継続し、安全確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ご答弁ありがとうございます。

先ほど、まず1点目の屋外運動施設ということでしたが、たくさんある運動施設の中で今回、そこをちょっと絞らせていただきまして、柴田球場、あとはサッカーができるグラウンドなん

かに絞ってちょっとお聞きしていきたいなと思っております。

まず、屋外運動場の利用状況というので、件数と人数をお聞かせいただきたいのですが、運動が盛んなほうだと感じておられますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 盛んだと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） はい。やはりスポーツ都市宣言している町ですから、かなりスポーツは盛んなほうなのではないかと感じております。いろいろスポ少だったり、ジュニアユースだったり、いろんなサッカーのチームだったり、野球チームだったりという、子どもたちがやっているスポーツの方々から意見をいろいろ聞く機会がございました。

サッカー場についてなのですが、サッカーの練習や試合を行える運動場というのは、町内ではどこになりますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） まず一つは、柴田町総合運動場の多目的グラウンド、こちら今、中学生のサッカーが利用しております。それから、阿武隈川運動場につきましては、A面、B面の多目的グラウンドがありまして、B面のほうはスポ少とサッカー、それから最近ちょっと利用が少なくなったのですが、社会人のサッカーのチームがAコートを利用しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 総合グラウンドと阿武隈河川敷のグラウンドということなのですが、今改善センターというのはどのような状況になっていますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 改善センターのところは、柴田町生涯教育総合運動場と申しまして、多目的グラウンドの位置づけになっています。ただし、これは毎月の調整会議で調整する貸し出しをしているグラウンドではございませんので、今は地域の方々の、主にはグラウンドゴルフなのですが、利用していると。その利用していないところで、サッカーチームが町長杯等の大会で利用しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） そのグラウンドの、今3つ挙げたグラウンドの整備というのは、どこがやっておりますか。



- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（石上幸弘君） 週1回、まずはグラウンドゴルフをしている愛好家の方たちがレーキをかけております。それから、私どもで行っておりますのは、草刈りのほうを行っています。それから、今から3年ほど前に随分かたい面が露出しましたので、都市建設課の協力を得まして、山砂を入れて、整地をいたして、グラウンドが安全に使えるようには配慮しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番（森 裕樹君） 今、改善センターの件ですよ。総合グラウンド、あと阿武隈河川敷のグラウンドについてもちょっとお聞きしたいです。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（石上幸弘君） まずは、総合運動場の多目的のほうですけども、こちらのほうも周囲の草刈り、グラウンド面につきましては、利用者が日々使った後にきれいになります。それから、球場のほうに今グラウンドキーパーを入れておりますので、その方々たち、周りのところの草が入らないようにということで、レーキを今かけております。阿武隈川運動場につきましては、ここも周囲の草刈り、グラウンド面につきましては、利用者が丁寧にグラウンド整備をしていただいているという状況でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番（森 裕樹君） 例えば河川敷なんかでやっているところだと、水が台風のときとか上がったりますよね。その後というか、その直後の水が引いた後の整備というの、町でやっていたらいいのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（石上幸弘君） 何年か前に増水しまして、いわゆる泥が上がりまして。乾くまで待とうと思ったんですけども、サッカーチームからすぐにやりたいということで、たしかあのときはブルドーザーを入れていただいたのかな。その泥をよけていただいて、すぐに使えるような状態ということで、利用者のほうで整備をしていただいた例がございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番（森 裕樹君） サッカーの行えるグラウンドが3つあります。そして、スポ少だったり、中学校レベルのクラブチームだったり、大人の人も含めてなんですけれども、サッカーをするための環境といった部分で整っているとお思いでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） その環境というのが練習なのか、試合なのかでちょっと話し方が違うと思うのですが、練習の場所としては非常にいい状態だと思います。ただし、試合となると、観客席などを考えますと、観客席は当然河川敷ですのでありません。多目的につきましても、観客席は全部野球場を向いていますので、一番高いところから見ると、それから、生涯教育総合運動場についても観客席がないので、試合についてはいい環境だとは思っていません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 練習をする環境というのは、もちろん小さいとき、私も小さいときは公園もそうでしたし、ちょっとした広場、そして学校の校庭だったりというところで練習していたというのは、もちろん環境とすれば、その練習をするという環境は、場所的にはなくはないのかなと感じます。

試合をする環境といった部分では、やはり本町ではする場所がないのかなと感じざるを得ない状況なのですけれども、本町はJリーガーなども輩出するなど、サッカーが盛んな町と認識しております。実際、今年度もそうなんですけれども、高円宮杯のJFA全日本U-15サッカー選手権東北みちのくリーグというものがあるのですけれども、リーグが分かれていて、勝ち上がった上位のチームだけが残れるトップリーグ、東北のトップリーグの8チームの中にベガルタ仙台ジュニアユースとか、モンテディオ山形ジュニアユースなど強豪と呼ばれるチームと肩を並べて、本町にあるサッカーチームが名を連ねているのですけれども、ご存じでしたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 大変申しわけございません。存じておりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） この東北みちのくリーグですか、そこに東北で8チーム選ばれた強いチームだけがリーグ戦を、地元開催でやるようなリーグなのですけれども、試合する会場というのが、もうほとんど芝または人工芝となっております。東北の選ばれた8チーム、この勝ち残っていた8チームの地元が担当会場として試合が行われるようなシステムになっています。やはりさっき課長の答弁にもありましたが、練習する環境はあるのですけれども、試合する環境が本町にはないということで、わざわざ仙台だったり、仙台泉だったり、町外に出て行って試合をしているという状況なんですね。そういったプロのジュニアユースなんかと、本当に肩を並べてやっているチームが本町にあるんですよ。それなのに、試合ができないというもどかしさ。そして、本町もスポーツ都市宣言しているという認識は皆さん、私たち世代も持っていま

す。親御さんたちも持っています。の中で、何でサッカー場がこんなにも乏しいのだというのをずっと感じながらやってきているというのが現状だと思うのですね。やっぱりサッカーの試合で人工芝または芝の上でやるということは、本当に地元のチームからすれば、貴重な経験になってしまっている。要するに、試合ぶっつけ本番で人工芝を体験する、経験するというような状況になっております。実際、人工芝、芝がある、そして観客席があるサッカー場というものが必要だと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 現在、屋外運動場にある多目的については、サッカーの種目を限定したものではございません。少年野球だったり、ソフトボールだったりということで、全て芝生化するには大分調整が必要なのかと思います。もう一つ情報としましては、アイリスオーヤマの角田工場の脇に、アイリスオーヤマの自社の、たしか人工芝、それから照明を試験的に設置して、地域にも貸し出しを始めておりますので、そういうグラウンドも近くにご覧いただけますので、その利用も柴田町が整備するまでは利用が可能かな、そういう調整もしていかなければどうかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） というと、やっぱり本町にも整備されたサッカー場が必要だという認識でよろしいですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） サッカーも大変盛んでございます。ただし、今申し上げたとおりソフトボールがあつたり、少年野球があつたりするので、一概にサッカー場をつくるということには、まだ調整が必要なのかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 確かに今からサッカー場を新設して、新たに運動場を設けてという、サッカーだけのグラウンドを求めるとするのは、もちろん財政状況なども含めた上で難しいというのは、私も重々承知しております。ですが、既存の例えばグラウンド、先ほど総合グラウンドであれば、ソフトボールも野球も全部するということがあるので、そこだけ人工芝を敷くようなことというのは確かに難しいかと思うのですけれども、例えば改善センターのグラウンドゴルフをやっている方々との兼ね合いをつけながら、人工芝を改善センターなどに整える、既存のグラウンドを活用して整えるということは、検討したことはございますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 検討したことはございません。ただし、白石市の河川敷にできたグラウンドを見たときに、あったらいいなというふうには感じました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） サッカー、野球と並んで、今いろんなスポーツの、スポ少も含めて、多方面にわたっているようなスポーツがあるかと思うのですね。その中でもやっぱり野球、サッカーなんていうのは、子どもの将来の夢にもよく出てくるようなスポーツだと思うのですね。全くそれを、サッカー場がないということは、もちろん町としては必要なという部分も思うが、結局予算の関係、場所の関係でつくるのが今厳しい状況であるというような回答でよろしいですよ。

例えば人工芝だったり、そういったサッカーの整備環境というのをやるには、町の財政の状況で、とてつもない金額がかかるということもありますので、単独でやるということは確かに難しいかなと思います。それで、私もいろいろちょっと調べてみたのですけれども、例えば補助事業、整備助成事業というのをやっているところがありまして、公益財団法人日本サッカー協会、J F Aのサッカー施設整備助成事業というのもございます。あともう1点ですが、日本スポーツ振興センターのスポーツくじの収益による助成事業、要するに t o t o、B I G、要するにスポーツくじの収益で、そういったスポーツする状況、環境を整える助成事業というのをしているのですけれども、ご存じでしたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） サッカー協会のほうはわかりませんでしたけれども、スポーツ振興くじ、t o t oのほうの助成は存じております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） それに問い合わせなんかは、したことはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） サッカー場についての問い合わせはしておりません。現在柴田町では、スポーツ振興くじは、柴田さくらマラソンの運営、それから総合型地域スポーツクラブのクラブ員の賃金という形で2つの申請はしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） いきなり助成金を例えば申し込みますよというわけには、もちろんいかならないと思いますし、場所の選定だったり、環境整備といった部分で、しっかりとした準備をした上でじゃないと、もちろん申し込むことはできないと思うのです。子どもたちの夢でもあり

ますサッカー場というのを、ぜひ場所ですか、場所、それをしっかりとできる環境整備といった部分で、今後していただけたらというようなことはございませんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） まずは、（仮称）総合体育館の建設のほうに、まず今は重点を置いておりますので、その後柴田町生涯教育総合運動場、広い土地が残っておりますので、改めて整備計画を練り直して、サッカー場ができるかどうか、これから順次考えていかなければならないと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。確かに総合体育館、すごく重要な施設になるかと思えます。屋内のスポーツ、そして屋外のスポーツというのもしっかりと整備を進めていただけたらと。それが子どもたちのためになって、子どもたちの夢を描くきっかけにもなるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいなと思っております。

次に、柴田球場について少しお伺いします。

私が小さいころは、柴田球場で野球をすることがうれしくて、誇りに思っておりました。高校野球時代も県外の強豪チームなんかには試合を申し込まれたときなどは、学校のグラウンドではなくて、柴田球場に招いて試合をさせていただいたということがございました。

実際、今他校から強豪チーム、要するに県外の甲子園出場校なんかは試合に来た場合、学校、高校側では残念ながら柴田球場を使っていないという現状がございます。それはなぜだと思いでしょいか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） まず1つは、球場の両翼が今91で狭いということもあります。それから、一応駐車場側に防護ネットを張りました。そこで、ライナー性のボールは受けとめるということなのですが、高く上がったボールについては、車に破損を与える可能性があるので、駐車場のスペースが限られてくるということだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 実際、私も見てきたんですけども、非常に言葉悪く言えば、劣化がひどいなと思いました。実際、高校なんかでは球場を使えないために、河南町まで行って練習試合をしたりとか、せつかくスポーツ体育科なんかがあつて、スポーツが盛んな高校がそばにあるのに、地元の野球場の整備が整っていないためできないという状況になっている、この状況。そして、グラウンドの広さとか、そういう部分でとか、駐車場の広さとかではなくて、単純に

グラウンドの状況というのを、今野球ができる状況のグラウンドだと思われませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 私はスポーツ振興室に来て、スポーツ振興課も兼ねて9年目になります。当初は、やっぱり余りいい状態ではなかったですね。毎年100万円から300万円ほどのお金をかけまして、昨年まで少しずつ球場の中を、まずは選手ファーストということで、選手にかかわるところを直してまいりました。去年、おとしからグラウンドキーパーを入れてまして、昨年までは週1回、ことしからは週2回という形でグラウンドの内野整備をしています。それから、芝のほうも毎年手入れをしまして、内外野の段差の解消、それから守備位置の補植を行っておりますので、今は大変すばらしいグラウンドになっていると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 私も先ほど申しましたが、もともと野球経験者でありますので、たくさんのご意見とかご要望をいただくことが多いのですね。やっぱり見た目といたらあれですけども、見た目で言えば、バックスクリーンのさび、あとはカウント、要するにカウントボードってあるじゃないですか。ストライク、ボール、今はもうストライク、ボール、アウトという順番ではないですよ。ボール、ストライク、アウト、要するに何年も前には野球ルール自体、表示されるルール自体がもう変わっていているわけですよ。あと、バックネット前の昔、柴田と書いてあったゴムのところ、あそこの剥がれぐあいは明らかにちょっと野球をやるにはひどい。スパイクだったら必ず引っかかって、ずっこけてしまうような状況になっております。先ほど課長も申し上げましたが、内野、外野の段差、これもやはりまずはだんだん確かによくはなっているのかなというのは感じておりますけれども、いまだ内野と外野のバランスのあれがうまくとれてないなと感じました。一旦、全体的、抜本的な整備が必要だなと、私1回見てきて感じたのですが、その大きな整備ということは考えておりましたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私も17年間この議会でいろんな要望を受けております。

最初のころは、道路とか橋の整備、それから学校の修繕等、それが大きな議題でございましたけれども、今回学校4校が大規模改修、おかげさまで前倒しでついたということでございますので、やっぱり町民は学校整備の優先が一番の関心事だろうということでございますので、おおむねそれは今回の17億円で解消できるというめどが立ちました。もう一つの関心事は水害対策、これについても順次整備をしてきましたので、これも多くの町民の方々から批判されるようなことは、少なくなっているのではないかと感じております。

マイナスをゼロにする政策、これはおおむねできつつあるのではないかと思いますので、これからはゼロのやつをプラスにしなきゃないと。そのときに、これからの柴田町に必要なのは、スポーツ、文化の振興だと。これで次のステージに行かなければならない。そのときに、やっぱり柴田町、もともとあった総合体育館さえ再建できていないということで、この準備につきましても、来年の造成工事に向けて自衛隊にお願いしたら、いい返事が得られているということなので、ここを切り口として、まずは総合体育館とあわせて、入間田の生涯学習構想ですか、その中にパークゴルフ場の関係もございますし、新たにサッカー場をつくるわけにいかないので、今ご提案にありました芝生の補助制度、こういうものを勉強する機会ができたのかなと思っております。さらに、総合運動場、少年野球に必ず出席しておりますと、余りにも劣化がひどいので、体協の会長から順次指摘を受けて直してきておりますが、そろそろこちらのほうにつきましても大規模な改修をしないとイケない時期に来ているのかなという認識は持っております。そういった意味で、これからはスポーツ、文化に力を入れても町民の方々は納得していただけるのではないかと、そういう雰囲気が出ているのではないかと考えておりますので、順次計画を立てて、そちらのほうにも力を入れさせていただきたいと思っております。

ただし、新しい事業をするということは、借金がふえるということでございます。これにつきましては平準化を目指してやっていきますが、余りデータにこだわらないで、きちっとした、大まかで、その方向性を認めてもらえれば、順次こういう整備にも今後力を入れられるということでございます。まずは、総合体育館の建設を急いで、その次にスポーツ施設、文化施設、それから懸案の給食センター、こちらも貯金をしてやれるような環境をつくってまいりたいと思っておりますので、ことしと来年は学校整備に17億円かかりますので、これをきちんとやり遂げた上で、次の段階でスポーツ施設、文化施設の修繕、更新、改善等をやらせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 私が今回質問しているのは、新たに予算をつけてくれという話ではなくて、もちろん町長がおっしゃっていることというのは重々承知しております。総合体育館後にそういったところにも着手していくというようなありがたいお話もいただいて、本当にありがたいのですが、一気に整備、メンテナンスというのはできないですね、やっぱり財政状況を踏まえて、いろんなことを考えると。少しずつ常に定期的にやっていくということが重要なのかなと感じます。

財政状況というのを考えて、いつまでも整備ができないというのも、やっぱり歯がゆいもの

がございますので、一つ提案というか、ネーミングライツというのはご存じでしょうか。公共施設に名称を付与して、命名権ですね、つまり、命名権を与えて、そのお金をいただいて、それを修繕だったり、メンテナンスに使っていくということも考えていけたらなと思います。例えばですけれども、楽天生命パーク宮城とか、東北エレクトロンホール宮城、あとは地元で言えば、ヒルズ県南総合プールなどがございます。そのネーミングライツ料や、そういった広告料などで整備をしていく、メンテナンスに充てていくということは、検討したことはございませんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 柴田町ではありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） とても、先ほど私がお願いしているようなことを進めていくには、結構有効な手段なのではないかと思うのですけれども、検討していくというお考えはございますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 仙南にも幾つか球場がございますので、その球場の例を見まして、果たして柴田球場で企業が手を挙げてくれるかどうか、ちょっと調査したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 柴田球場を例に挙げますと、結局電車、そして車通りを考えても、あそこに例えばネーミングライツの権利を付与した事業者が大きく看板を上げて、アピールするところも、場所的にはすごくベストな場所なのではないかと思います。

先ほど課長のお話にもありましたが、近隣の市町村でも蔵王町の野球場なのですけれども、楽天イーグルス蔵王球場というのをご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 存じております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 楽天イーグルスと冠はついていますが、ネーミングライツではないのですね。蔵王町がやっている、取り組んでいる事業というのが、グラウンドフェンス、要するに外野のフェンス、あと内野のフェンスに広告を募集しまして、地元の企業などが1区間、年間3万6,000円で掲示するということをしております。その大きさ、そして外野、内野



のフェンスによっても値段は変わってくるのですけれども、先ほど申しあげましたネーミングライツと、そのグラウンドフェンスの広告といった部分で、メンテナンス、そういったものに充てていくことが可能なのかなと思います。そういう企業は、地元の方々、そして町外の方々に社名を知っていただくと。野球を利用する方々は、整備やメンテナンスの行き届いたグラウンドでプレーができると。行政は財政の負担が軽くなり、ウイン・ウインの関係、いわばウイン・ウイン・ウイン、三者三方よしというような関係が今でき上がっているような状況なのですけれども、本町も取り組んでいくべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 十分に調査したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 確かに財政状況が厳しい、厳しいと言って、なかなか前に進まないよりも、こういったネーミングライツだったり、年間契約に基づいて広告を出すことによって、ゼロではなくなるわけですね、整備できる金額が。そういったものをぜひ考えて実現して行って、そういった部分に充てていただけたらなと思います。

やはり、メンテナンスが十分行き届いていない環境でのスポーツというのは、けがにもつながります。それは例えば子どもたちの夢を奪ったり、例えば大人たちの生きがいを奪ったりすることに直結することもあるので、しっかりとしたグラウンド整備などに、メンテナンスなどに、前向きに検討していただきたいなと思っております。

大綱2問目のほうに移らせていただきます。

児童・幼児の道路歩行時の安全ということだったんですけれども、そちら質問といたしますか、確認といたしますか、先ほどの解答の中に、大分私が聞きたかったことというのは含まれておりました。通学路についてだったのですけれども、一応確認です。見守り隊、スクールガード・リーダー、PTA、学校側、交通指導隊などと定期的に意見交換というものはなされているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 一堂に会してという部分では、まだ柴田町においては、その意見交換の場というのは、設けておりません。ただ、昨年の新潟の事件を受けて、登下校時の事故、事件があったということを受けて、今までですと交通、防犯、防災という3つの部分と言えば、交通安全のほうがちよっと強かった、防犯という部分が手薄だった。こういう全てを含めて、やはり今言った関係者が一堂に会して協議の場があったほうが良いということになっておりま

すので、現実的に中学校のほうではことしから地域学校安全連絡協議会というものを各3つの中学校では開催している状況になりますが、教育委員会としてその関係者を集めてというのは、今年度調査検討したいと思っております。スクールガード・リーダーが、各見守り隊等の会議等に出っておりますが、今年度からは教育委員会の職員もその会議に出て、見守り隊の方たちの意見、そういうものも確認をしております。ですので、共同で皆さんが集まっていただく場というのは、今後検討して設置したいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。やはり担当課が違っても、子どもたちに関してかかわっているボランティアの方々は、子どもたちを守るという状況で、その気持ちでやっている、目的は一緒だと思います。やはりその場においての情報交換なんかは、絶対的に必要なのかなと感じております。さっき課長もおっしゃったとおり、いろんな問題がございます。交通安全だけでなく、防犯的な問題、痛ましい事件なんかかなり最近多いので、しっかりとこの意見交換の場を設けていただいて、やっていっていただければと思います。

通学路に関して、もう1点だけだったのですけれども、今のお話の中では防犯、安全といった部分、そして新しく信号ができたり、横断歩道ができたりと、昔とは大分通学路の現状が変わってきているのだと思います。集団登校している学校もあれば、していない学校もあると思うのですけれども、絶えず道路が変わっていく、環境が変わっていくといった中で、きちっと親御さん、今まで通った道路だから安心だということは、ちょっと言えない状況になってきています。道路1本入れば交通量が大きく変わるので、それも踏まえて、先ほどの意見交換の部分でしていただければと思います。保護者を含めた。先ほど申し上げましたけれども、ただ信号で待っているだけなのに、そこに車が突っ込んでくるというような状況で、私は想定外というのが好きではないのですね、言葉が。最悪のことを予想した上で、例えばさっきお話しあった、幼稚園、保育所の散歩コースの決定、そして意見交換、そして町からの指導といったところもしっかりとお願いしたいと思っております。

やはり防犯、そして交通安全、そして高齢者運転も含めてなのですけれども、交通安全、そういうものをしっかりと担当課単位ではなくて、全体的に町全部、オール柴田で取り組んでいっていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

次に、10番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔10番 佐々木裕子君 登壇〕

○10番（佐々木裕子君） 10番佐々木裕子です。大綱1問、質問させていただきます。

**柴田町パークゴルフ場整備等について町の考えを伺う。**

国は、2025年までに75歳以上の後期高齢者が急速にふえると想定しており、これまでにない超高齢社会を迎えることとなります。また、医療の高度化も進んでいることから、今後、医療費を初め、社会保障費などの増大を避けることは難しいものと考えられます。我が町も高齢者人口の増加を避けることができません。

町は、第6次柴田町総合計画の策定2-2生涯学習・スポーツ・文化活動の推進の中で、施策を取り巻く環境（現状・課題）として「子どもから高齢者までスポーツやレクリエーション活動にいそしみ、スポーツを通じて健康で生き生きと暮らせる元気なまちにしていく必要があります」と分析し、スポーツ活動における施策の目標を「一人一人の主体的な参加意欲を高め、多様な住民のニーズに対応したスポーツ・レクリエーション活動に取り組みます。また、指導者の確保や施設・設備の改修等、安全に利用できる環境づくりを進めます」としています。

また、施策4-1地方創生推進事業の拡充では、施策を取り巻く環境（現状・課題）として「フットパス、マラソン、サイクリングといったスポーツツーリズムを推進し「新たな切り口からの人やお金の流れを作る必要があります」と分析し、施策の目標を「スポーツツーリズムが盛んな街に変わっていくことで国内外から人を呼び込み、交流の場、消費の場をつくり、また、地域の新たなビジネスによる稼ぐ力をつけることで雇用を生み出し、ひいては行政の収入増に結びつく、好循環型の地方創生に取り組みます」としています。このように、柴田町はスポーツを通じて、健康づくりや介護予防だけではなく交流人口増など、にぎわいのあるまちづくりを進めようとしていると言えます。

スポーツで国内外から人を呼び込み、交流人口を図る取り組みとして、県内でパークゴルフ場の整備が進んでいます。平成30年6月3日の河北新報によると、6コース54ホールを備える大規模なパークゴルフ場の整備が、登米市、東松島市、大崎市で相次いで進んでおり、3施設がオープンすると54ホールの施設は県内5カ所で、パークゴルフ発祥の北海道に次ぐ集積地となると書いてありました。

記事にある大崎市の施設は、三本木総合支所近くの丘陵地に県が整備しており、ことしの秋に18ホールで暫定オープン、令和2年春に全面開業する予定です。東松島市の施設は、東日本大震災での被災により休園していた県立都市公園矢本海浜緑地に県が整備しており、ことし4月に一部利用可能になりました。また、登米市が石越高森公園に建設する施設は、この6月に営業開始となります。

県パークゴルフ協会は、北海道に次ぐ一大集積地としてPRし、近年ふえている韓国や台湾の愛好者に、観光とセットで売り込みたいと思い描いており、県パークゴルフ協会連合会会長を務める米木さんは「健康に良く、仲間が増え、3世代で楽しめる。本州には普及が進んでいない地区がまだまだあるし、現役世代にも魅力を伝えたい」と意気込み、韓国と立ち上げた国際連盟設立準備委員会にも加わっており、米国や南米といった海外への普及に向けても力を注ぐ考えとのことでした。

柴田町のパークゴルフ場整備については、平成25年6月にパークゴルフ研究会を立ち上げ、視察研修と協議を重ね、同年11月に設置後の運営方法などについて報告しています。平成26年度9月議会において、平成27年度に、お金をかけないで山を崩し、自衛隊に用地造成をしていただくのにどのぐらい費用がかかるのかなどの可能性調査を検討したいと思っているとの町長答弁がありました。その後平成27年度当初予算に、柴田町生涯教育総合運動場のパークゴルフ場整備可能性調査事業として49万7,000円が計上されました。その可能性調査結果については、平成28年度6月議会で教育長から「クラブハウスを設置した上で、3コース27ホールの設置が可能である」と答弁があり、また町長から「自衛隊からは積極的にやらせてもらいたいとの回答を得ている」と答弁がありました。

そこで伺います。

1) 平成25年にパークゴルフ研究会を立ち上げてから6年となります。現在町は、パークゴルフ場整備についてどのようにお考えか伺います。

2) 前回、ほかの課と連携は取っていないと、スポーツ振興課長より答弁がありましたが、その後の状況を伺います。

以上、答弁願います。

○議長（高橋たい子君） 確認をさせていただきます。19ページ、7行目、「町は」のところからなのですが、「柴田町総合計画の施策」、「策定」とお読みしたようですが、「施策」でよろしいですね。

○10番（佐々木裕子君） 失礼しました。施策です。

○議長（高橋たい子君） それから、次のページなのですが、20ページの真ん中辺、平成26年度の9月、こことその下の平成28年度、下のほうなのですが、「会議」、「議会」とお読みしたようで「会議」ということで。

○10番（佐々木裕子君） 失礼いたしました。会議でお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 佐々木裕子議員の大綱1問、パークゴルフ場整備についてお答えいたします。2点ございました。1点目、町の考えについてです。

パークゴルフ場の整備につきましては、平成27年度に実施しました整備可能性調査の結果では、3コースの設置であれば可能であること、また、工事での自衛隊の協力の可能性もあることを確認していたところです。

現在、来年度に予定しております総合体育館の建設予定地造成工事の着手に向けて準備を進めているところでありますが、自衛隊の協力により実施する造成工事について、先月5月28日に船岡駐屯地司令に正式に申し入れを行い、よい感触が得られたところです。まずは、総合体育館建設について議会の了解を得て、建設の目途が立った後に、パークゴルフ場の規模や運営などについて、具体的に検討してまいりたいと考えております。

2点目、他課との連携についてです。パークゴルフなどスポーツを楽しむことが、健康づくりや地域の活性化にもつながるという点については、佐々木議員が言われるとおりです。町としましては、今年度から歩くことに関する事業を効果的、かつ一体的に展開するため、庁舎内に「歩くまち柴田推進委員会」を設置して、各課の横断的な連携のもとに推進することとしております。

パークゴルフも1コースあたり800メートルから900メートルの距離を歩きますので、スポーツを通して運動の基本である歩くことを含めた健康づくりにつながる事業を、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

10時45分再開といたします。

午前10時33分 休 憩

---

午前10時45分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 先ほど答弁をいただき、町のお考えはよくわかりました。ありがとうございます。

また、パークゴルフ協会の方々も総合体育館の重要性というのはわかっておりまして、おとなしく今静かに待っているところではあるのですけれども、現在愛好者の方々には主に角田市阿武隈パークゴルフ場や、国営のみちのく公園パークゴルフ場等のほか、他市町へ乗り合わせて車で出かけているような状況でございます。

しかし、パークゴルフ研究会を立ち上げてから6年がたちます。協会の会員の方々も年を重ねて、これまで運転に自信があった方も、最近多発している、昨日も福岡県で高齢者の運転により車6台を巻き込む痛ましい事故が起こっております。そういうことも事故を見るに当たり、免許の返納を考える年齢の方もふえてきております。そういう中で、免許を返納するということは、足がなくなるということですね。誰かを頼らなければ、プレーする場まで行けないということになります。そういうことになると、だんだん人に頼ることが毎回ではというような形から、足が遠のくのではないかなという思いがあるのですが、教育長はどのように思われますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 高齢化ということで、一方で今お話になったようなマイナス面もございますけれども、高齢化になってもスポーツを楽しむということで、パークゴルフに携わる方々の会があったときに私も参加させていただきますが、非常にエネルギーというのを感じていて、体を動かすということは大変大事なんだなということを感じております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） また、町のほうとしては、スポーツを通じて健康で生き生きと暮らせる元気なまち、そして目標である一人一人の主体的な参加意欲を高めるためにも、施設整備が重視されると考えます。

また、これまでの町長答弁の中で、効果の方面はもう十分理解しており、あとは資金計画をきちっと立てさせていただきたいと思っておりますとの答弁をいただいておりますが、町長、資金計画についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この資金計画なのですけれども、計画は立てるのですが、急に有利な補助金、交付金が来ますと、町としてはそちらを優先しているというのが実情でございます。ですので、計画を立てても、すぐが変わるとというのが財政の実態でございます。今回もエアコンの関係で、本来であれば7億円のエアコンがなければ、1億円のパークゴルフ場はできる、計算上ですよ、できるのですが、急にやっぱり子どもたちを優先することなので、エアコ

ンを入れました。急に洋式トイレについても学校が認められるし、それから平成32年度までは避難所、それから庁舎なんかも緊急防災・減災事業債というのを期間限定で提案される。そうしますと、本来ではもう少し計画的にトイレの整備ということを考えていたにもかかわらず、来年度で終わると。それも全部借金で、70%は交付税で見るという破格のことなので、ですからまずは学校を優先するということなので、パークゴルフ場は大体1億円というのは常に想定しておりますが、財政上の具体的な資料には載せていないというのが実情でございます。

シナリオとしましては、総合体育館、この造成工事が来年度に向けて順調に行っておりますので、そこを掘り下げればある程度スペースができます。そのときに問題は、つくるのはいいのですが、メンテナンスをどうしていくかと。グラウンドゴルフですと、構わないといたら変ですけども、ブルドーザーががっと直せばいいのですが、芝生なので、そのメンテナンスの問題もでございます。それから、先ほど森議員もおっしゃったように、人工芝という話もございました。サッカーとの関係も改善センターは出てきますので、そういった意味でまずは総合体育館を実施するのかどうか結論が出た上で、次の資金計画を考えていかなければならないと思っております。

おかげさまで基金のほうは17億円、普通預金は持っておりますし、ふるさと納税も今順調に集まっておりますので、資金的にはすぐできるという意味ではありませんが、総合体育館のめどが立てば、次の財政計画、私の頭の中に描けるのかなというところでございます。まずは、学校関係の整備を一段落させて、総合体育館のめどをつけて、その後には今度はスポーツ施設の修繕等を計画して、財政計画を立てていくというのが今の流れということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今回、岩沼市にもパークゴルフ場が整備されておりますけれども、その中で交付金を活用しております。震災復興事業の進捗により、効果促進事業というものがあって、そういう交付金を活用して岩沼市はつくっております。また、角田市では社会資本整備総合交付金の中の阿武隈川緑地整備事業として補助金が出ております。

柴田町では、ほかの課との連携の中でそういうお話というのはなされているのでしょうか。交付金のこととか、こういう交付金がありますよとか、そこまでお話などはしていらっしゃいますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） パークゴルフ場の位置がまだ決まっていないので、ほかの課との協議はしていませんけれども、天然芝を張る事業につきましては、スポーツ振興くじ

のほうで天然芝を設置する助成事業がありますので、こちらも活用ができるのかなとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） さっきパークゴルフ協会の方が、韓国とか、それから台湾ですか、そちらの海外にもPRして、お客様を観光とセットで呼び寄せ、町の潤いにといいことで考えているようなこともありますので、柴田町においても四季折々の花々が咲く時期がございます。そういうものと、もしパークゴルフ場があれば、そういうことで一緒にセットとして活用してもらい、来ていただくことができる、そしてまたPRも県のほうでPRしていただけるので、それに一緒にPRしていただく中に入れていただくこともできるのではないかと思います。それで、来ていただいて、花を見ていただき、山を見ていただき、町を見ていただき、そこで競技というか、楽しんでいただく。パークゴルフで楽しんでいただき、また町に長時間いていただくような、また泊まっていたいただけるような、そういう状況ができれば、町のにぎわい創生にもなるのかなと私は思っておりますが、どのように思われますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、台湾とか韓国からパークゴルフだけを目的に来ているとは思いませんけれども、パークゴルフも一つの要素として観光に来ているという情報で、私としてはアンテナを高くしているつもりですが、パークゴルフに韓国から来るのかと今一瞬思ったところでございます。

それで、パークゴルフ場を単独で整備するということに対しては、多分国も補助金はつけないということだと思います。先ほど言った天然芝、その部分は制度がありますので、今お聞きしますと、人間田の改善センター周辺、あの辺には今グランピングという新しい宿泊、アウトドアですね。それから、今里山ビジネスということもやっております。ですから、今やろうとしているガーデンツーリズムで「すいせんロード」とかいう単発で政策をやっておりますので、私の頭の中にはこれを一つのパッケージとして、次年度の、次回の地方創生推進事業、2期が実は始まります。それに向けて何か企画をした中で、パークゴルフ場の整備も中に入れられれば、2分の1補助になるのかなと思いました。ですから、観光と健康とスポーツと、それから人の流れ、これを組み合わせて、今から構想を私の頭でやっというかなと、今思っております。ただ、その前提としては、自衛隊の造成工事がまず終わらないことには敷地が確保できませんので、それが終わって総合体育館にめどが立てば、地方総合戦略の中で、新たなサイクルツーリズム、スポーツツーリズム、そしてガーデンツーリズム、そして里山ビジネスを振興さ



せて、新たに槻木地区の北部丘陵地帯、人の流れを呼び込むと、こういうシナリオが立てられるのかなと思っておりますので、今進めておりますガーデンツーリズムの中にも、パークゴルフ場だけではないのですが、スポーツ施設の整備という漠然とした中で、ちょっと企画をして、国の動向を探っていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） わかりました。では、その考えを一日も早くまとめていただくような形に持っていただければ、ありがたいと思います。

それでは、今のお話から言うと、2年か3年ぐらいかかるのかなという思いはありますけれども、1年でも早く、やっぱり今現在プレーなさっている方も年齢を重ねてきておりますので、その方たちが町で元気にそういうパークゴルフ場の中でプレーができるようにつくっていただければありがたいと思います。早い整備を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて10番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

次に、13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱1問、お伺いします。

**頻発する自然災害への対応と、今後の取り組みを伺う。**

またことしも雨の季節がやってまいりました。先日も鹿児島県の屋久島で、これまでにない雨量で山全体が鉄砲水のような状態になっている様子が報道されており、梅雨入りを前にしてすでに豪雨の被害が出ております。町では、水害被害の軽減のために対象地域の対策を進めており、年々被害は減ってきているとは思いますが、想定を超える雨量については絶えず警戒しつつ、被害を軽減させる努力を続ける必要があります。

そこで伺います。

- 1) 今後の水害被害の可能性のある地域をどう考えているか。
- 2) 災害時の情報共有についての手段をどのように考えているか。

以上、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、水害対策でございます。2点ございました。

水害の被害の可能性のある地域でございます。町では、千年に一度の確率で発生する想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図により防災マップを今年度作成します。そのマップでは、

船岡、槻木の市街地のほとんどが浸水地域となります。その浸水する深さを50センチ未満、50センチから3メートル未満、3メートルから5メートル未満、5メートル以上の区域の4段階に色別表示をします。被害が発生する可能性としては、その浸水する深さに応じた地域において、家屋等への浸水、町道、農道の冠水、路肩の崩壊、橋梁破壊等による通行不能箇所、小堀の増水による溢水、五間堀等の決壊による水田冠水などが発生すると考えております。また、河川の流域沿いには洪水氾濫により木造家屋の倒壊のおそれがある区域もあります。一方で、大雨による土砂災害が発生する地域も想定されます。その地域では、がけ崩れ、土石流、地滑りなど発生する可能性がございます。

情報の共有でございますが、災害時には情報の収集、伝達体制を確立するため、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷きます。災害対策本部設置に至らない場合であっても、警戒被害準備体制、災害警戒本部を設置します。災害対策本部では、県災害対策本部、消防、警察、自衛隊からの情報や柴田町防災行政無線での情報や役場各課に行政区を割り当てた被害調査班編成をとり、職員が直接被害状況の把握をした情報や、災害協定に基づく柴田町内郵便局職員による視認情報など、目で見た情報などの各種情報を集約し、災害対策本部の会議や本部内の状況図やホワイトボードなどにより情報共有を行うこととしております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 被害想定を挙げてほしいということは一つの眼目でしたので、町長のご答弁の1番目に、新たなハザードマップができて、被害想定を挙げるということが出たので、一つは達成してしまいましたが、今回災害の質問を取り上げましたが、きのうの加藤滋議員のところでも重複している部分もありますので、少し細かいところになりますが、お答えいただければと思います。

柴田町の現在行っている対策、冠水地域について、常設のポンプを増設するというような方法については、システムとして通常滞留しがちな排水路を通常から滞留しないようにして、いざ大雨となったときに流下速度を早くすると同時に、移動ポンプとそれから排水機場の連動で、住宅冠水までいかないようにする対策というのが柴田町のコンセプトだと理解していますが、その点でこれは前に伺ったことがあるのですけれども、要するにその3つがそろって、初めて住宅への被害が及ばないという対策にもなっているので、その一部分が欠けたりする状態、以前聞いたときには停電があった場合、それから例えば排水機場が稼働できなくなった場合ということがかつてありました。停電になったというのは、私の住んでいる船岡西地域でありま

したが、台風の風で倒木によって送電施設が故障して、地域が停電して、常設ポンプが動かない状態がありました。

それから、排水機場が動かないという点では、あれは稲刈りをした後の田んぼに敷いてあった稲わらが排水機場の除塵機に巻きついて、一時動かなくなって溢水したということもかつてあったと思いますが、そういった場合の対応で、まずは常設になった排水ポンプの停電時、例えばこれは前にも言ったと思うのですけれども、外部電源を取り入れるような対策というのは、例えば今新設している増設型の排水ポンプについてはなされているのかどうか伺いたいと思うのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 排水ポンプですね。船岡、槻木も含め、17施設で35台ほど稼働しています。全部商用電源、いわゆる電柱から引き込んで自動的に排水をするという仕組みをとっています。

ただ、災害時には実は常備とすれば、ジェネレーター、いわゆる発動機は1台しか実はないんですね。では、どうするのだという話ですけれども、アクティオであったり、高橋機工とかと協定を結んでいる中から、実はリースをしてという後手後手の対策になってしまいますけれども、そういったことをしてやっていこうということで計画しています。

ただ、幸いなことに、実はライフラインの中で電力が一番早く、過去の例からも復旧が早いという点では、複合的な災害が起きても一部の望みは持っているかなというところですよ。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） その点では災害時も、前にも伺ったことはあるのですけれども、ジェネレーター、排水ポンプなどというのは、リースなどを考えても皆出払ってしまって、確保するのに各自治体の引っ張り合いだなんて話も聞いたことがありますので、その辺は一つ対策の考えどころかなと思っています。

この間の消防団の訓練を拝見して思ったのですけれども、一つは、今ある業者に委託している移動式ポンプでどれぐらいカバーできるのかということもあります。大分常設型ポンプの設置が進んだということもあって、委託している業者の負担は少し軽減されているかなと見ているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今、11業者と実は協定を結んで、いざというときには出てもらっています。ところが、昨年度の例ですと、西住に整備されたこと、それから槻木に一部整備

されたこと、下名生に整備されたことで、正直そこに割り振っていた5業者については出なくて、ほかの現場に回ってもらうとか、あるいは排水作業ではなくて別の作業をしてもらう方向に行ったので、業者の負担的には、排水をしなだけで別なことをしてもらっているの、さほど変わらない状況はあるのですが、排水だけを見れば、相当軽減になっているということは言えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、その常設型ポンプが停電でとまってしまった場合のカバーに回るという可能性は、まだあるということですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 議員おっしゃるとおり、例えばリース屋さんに発電機を取りに行ってもらって、さらにその現場に向かってもらうとか、そういったことも一つの手間がまたふえてしまうようなことも出てくるかなということです。あるいは、リース屋さんが直接持って、災害時は多分広域的に全部一緒の状態になるのでいろんな場面が想定できますが、一つの手間がふえてしまう、あるいは時間がかかってしまうということにもなりかねないかなと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、可能性として確保できない可能性もあるということは想定しておかなくてはならないと思うので、先ほどちらっと言ってしまったのですが、消防団の訓練を拝見していて、各消防団、分団ごとに持っているポンプですね。軽トラ型の消防自動車に積んであるあのポンプを、例えばもし停電時に限ってでも、カバーするために配置ができないかということを考えてみたんです。実際に私排水で消防団のポンプを活用されていたのはいつだったか、ちょっと時期は忘れましたが、剣水の住宅冠水まで行ったときに、排水が進まないために、三名生堀の片側に消防団のポンプが並べられていて、ずっと排水していたという光景を見たことがあるので、それを実際に天気がおさまってからではなく、これから増水するよというタイミングで消防団の方にも、この場合は水防団ですか、協力を願って、配置していただく、穴埋めをしていただくなんてことは可能なかどうか。その際には、当然火災等が起きていないこと、それから阿武隈川、白石川が水防団待機水位あたりに達していないことが前提だと思うのですが、そのあたりの可能性というのはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今議員がおっしゃったとおり、自然の雨量とか河川の水位、そう

いったものを鑑みて、危険性のないという段階でありましたら、そういう可能性はあるのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） それでしたら、可能な範囲になってしまうと思いますが、停電があった状態で、ほかに消防団として出動がかからない状態であるという前提条件でもあるのですけれども、可能性を追求してもらえればなと思います。それによって、実際にジェネレーター、排水ポンプが確保できない状態で、みすみす住宅浸水を許してしまうという状況にならないような対策を二重にとっていただければなと思います。

それと、先ほどちらっと言った排水機場の話ですが、柴田町の排水機場は3つありますが、船岡排水機場、三名生排水機場、四日市場排水機場は、全て、この議会でも何度も強調されましたが、農業の湛水防除事業のための排水機場だということは周知の事実であります。ただ、先ほど来強調しているとおおり、柴田町の冠水対策について、湛水防除事業の前提はありますが、冠水を除去する、あるいは防止するためのシステムの中には、もう既に組み込まれているというものでありますから、その部分を含めてなくすことはできないものであるのですが、その際、例えば昔でしたら、稲が茂って、稲刈り前の状態で大雨があつて、冠水の状態を見て排水機場を動かすというタイミングもあつたと思うのですが、先ほど除塵機が動かなかつたときというのは、もう稲刈りが終わった後で、でもそのときは排水機場を動かしたということなのでしょうけれども、その場合の排水機場の動かすタイミングというのは、どのような判断になるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 排水機場を動かすタイミングなのですが、もちろん湛水防除のために動かすという目的は当然あるわけなのですが、今議員おっしゃるとおり、冠水対策のために今兼ねているという内容がございますので、あらかじめ台風、大雨等が想定される場合、排水路を、例えば槻木の四日市場排水機場に抜ける排水路をあらかじめ台風、大雨が来る前に水をあけてもらおうとか、そういったことも含めて、あとは作業員というか、操作員の待機も含めて、災害対策本部、あとは警戒準備体制の中で協議して、土地改良区初め、関係機関にそのようなお願いをしている状況がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今、土地改良区の名前も出てきたのですが、きのうの加藤滋議員の質問の中にも触れられていましたが、今の農業用水の話で、槻木の治水対策にとっては抜かして考

えられない稲荷山用水ですが、当然四日市場排水機場に流し込む分水門であるとかは活用されるのと、それから白石川から取水するのをとめるタイミングというのが一つあると思うのですが、これもまた時期によるのですが、田んぼに水を引く時期だと、晴天時でも水位がかなり高い状態が稲荷山用水だとあると思うのです。その際の取水をやめるタイミング、それから分水門をあけるタイミングというのも非常にシビアなものになってくる可能性もあります。天候の急変によってね。そのあたりを、前にも伺ったと思うのですが、どういうふうにつかむかというのが、一つ必要だと思うのですが、その点をどのように考えておられるでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今、天気予報は割と正確に当たっているケースが多いんですね。それで、今はある程度の時間雨量何ミリ降る、あるいは警報出そう、注意報出そう、というときには、実は半日ぐらい前には土地改良区ともう既に電話連絡している状況になっています。あるいは、国・県とも連絡をとって、あしたの何時ごろからこういう雨がこれだけ降る予報になっているので、こちらから電話をする場合もあるし、取水ストップの要請をする場合がありますよということで事前周知しているのです。それで、稲荷山の場合は、名取の土地改良区から遠隔でボタン一つで水門が閉まる仕組みになっているのです。ですから、割と早く、全部が全部きちっと閉まるまでには時間が相当かかるし、とめてから排水されるまでにはかなりの時間がかかりますけれども、そういったもう早目、早目で土地改良区とは連絡を取り合って十分な連絡体制ができていくということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） わかりました。以前聞いたときよりも対策は進んでいると認識しましたので、ぜひ円滑に進むようにお願いしたいと思います。

また、今度隙間の質問になるのですが、今度は船岡の排水の対策で、船岡の排水の主要な部分を担っている船岡五間堀、そこについて当然船岡の町から雨水排水が行われるわけですが、それ以外のルートで、一つは、角田市の神次郎方面から排水がされてきていると思います。一部小坂も入っているのかなと思います。実は角田市の私の同じ党に所属する議員から、神次郎の雨水対策や流下速度を速くするための対策を打つというような話が去年あたりから来ていまして、そうなるとうちに排水をされるのは、船岡五間堀に流れてきて、船岡排水機場のところまで行って、阿武隈川に排水されるということなのですが、そういった場合に船岡の雨水排水について、影響がどのぐらい考えられるのかなということで、分析しているかどうかも含めて伺いたいのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 私も話を聞いていました。神次郎地区の排水エリア的には、実は変わらないのですね。それで、たまたま勾配が神次郎地区、地盤的に悪いので、勾配がとれていないので、それを正式な勾配に戻すということなんだそうです。それによって、確かにコンクリート製品がきちんと並べられれば、五間堀のほうに少しは早く到達することにはなりますけれども、面積と考えれば、余り流水面積というか、受ける面積は変わらないので、さほどの影響はないかなと想定しています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） わかりました。その工事をやられてからの経過も見なくちゃならないし、実際には最近あふれるような大雨には、幸いにしてなっていないので、その辺も含めて経過を見なくてはならないなと思います。

それともう一つは、排水の量として流域面積が大きいのは、例えば自衛隊の船岡駐屯地からの雨水排水の量というのはどんなものなのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 自衛隊、ほとんどの面積が並松公園の脇ですか、を通過して、同じく船岡の五間堀まで行くのですが、以前と正直変わらないというか、実は自衛隊の池に一時的に貯留してくれるのですね。ですので、自衛隊のほうでも若干協力していただいて、水の量を少し下げてもらって、雨が降る前に。それで、雨のときはその池に入るといっていただいていますので、8.5のときは確かに全部が全部あふれてしまったということがありますけれども、自衛隊からの水によって直接的に影響があったかという点、それはないのではないかなと思っています。いわゆる断面が、きちっと清掃もしてもらっていますし、保たれている状態になっているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、話で、私が聞いたのが間違っていたのか、自衛隊独自で調整池を持ってもらうという話があったというのは、そのことだったのかもかもしれませんね。ふだんからもう既に常設されている池の調整機能を利用するという点では、それを使っただけなのであれば、ちょっと安心かなと思います。

そうすると、大体柴田町で常設ポンプ、それから船岡の雨水排水の流れ、それから槻木の稲荷山用水の対策というふうにやってみると、個別対策としては大体対策が打たれてきているとも認識するのですが、もう一つ、柴田町でどうしようもない点で、きのう加藤滋議員の質問の

中で都市建設課長が答弁されていた、国土強靱化の中での阿武隈川と白石川の合流点のしゅんせつのことについて触れられていたと思うのですが、具体的にどのような時期で、どのような規模でやられるのかというのを、もう少し詳しく話をお伺いできればと思うのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） きのう加藤滋議員にお答えした中で、槻木大橋の、まずは前後の中州ですね。相当たまっています。物すごいボリュームでたっていますが、その部分と、それから合流部から白幡橋のちょうど豊屋側の砂を全部とると。さらに、障害となる木を全て伐採するというので、正規の断面に下名生側、それと槻木大橋前後、あとさらに、実は国土交通省の角田側でも亘理、角田の分を全部11月までにとってしまうと。今のところ、うちのほうに来ているのは11月末までの工期であるということでお話はいただいています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） それは、長年というか、一番最初に取り上げたのは数年前に航空写真を議会に持ち込んで取り上げた記憶がありますので、朗報だなどは思っているのですが、柴田町だけでは何ともいえない部分ですので、そういう対策がどんどん進んでいくとなれば、当然人の手で対応できるのが、時間雨量で50ミリが人工のインフラで対応できるということになると思いますが、では時間雨量50ミリを超えた段階で言うと、実際には冠水被害を防ぐというよりは、もう人命最優先に切りかわると思うのですが、その時点で今だといろんな避難勧告を出すタイミングとか、この間の何年間の災害の問題で、いろいろと取り沙汰されている部分、ミスった部分、うまくいった部分、結構あると思うのですが、時間雨量50ミリを超えた雨量ができた時点で、どの段階で人命最優先の対策に切りかえるか、そのタイミングを対策本部全体で共有して決めるのでしょけれども、そのタイミングをどのようにまず考えているのかというのを伺いたいのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） いわゆる高齢者等避難開始、きのうのお話で申しますと、警戒レベル3という情報を出すのが、まずは大雨洪水注意報が発表されて、なおかつ平たん地で3時間雨量が50ミリ以上、3時間で50ミリです。平たん地以外ですと1時間雨量30ミリの場合が一つの判断の基準となっております。あわせて、白石川で船岡大橋の観測所が12メートル、いわゆる氾濫注意水位ですね。大河原観測所ですと15.2メートルに達したときと。また、阿武隈川においては、角田市の江尻観測所、こちらが11.8メートル、あとは笠松観測所、こちらでは11.5メートルというところを一つの判断基準といたしまして、災対本部のほうで発令するかど



うかというのを決めるという一つの基準でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） その河川の水位という点では、例えば国土交通省のホームページでやっている河川の水位のデータを活用されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） あのデータだと、一番近いのは船岡大橋と、あとは阿武隈川で一番近いのは角田市の江尻だったと思うのですが、柴田町で今対策が進められているとしても、一級河川の越水、あるいは堤防の決壊なんかが予想される地域というのが微妙にずれる部分もあると思いますし、あのデータでは、河川改修も進んだことによって、例えば阿武隈川の水位が上がるのも、時としてすごく早い場合もあるんですね。特に福島県側から梁川の向こう側のほうで河川が真っすぐになっている部分もあって、丸森橋あたりで以前よりも水位が上がるのがぐんと早くなったという話も聞いていますので、その部分のタイムラグを考慮した観測体制が必要なのではないかと思うのですが、その辺はいかが考えていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 議員おっしゃるとおり、柴田町は白石川、阿武隈川、それぞれ下流に位置しているということでございます。したがって、白石川で言えば大河原町の水位、また角田市で言えば江尻のほうですかね。笠松ですか、のほうの水位を見ると、ともに先ほど都市建設課長が申しましたように、最近の気象庁の観測データが、非常に精度が上がってきていますので、あと12時間後、72時間後にはどのようなことになるかという、その予測の精度が上がっていますので、最近の1時間に降る雨量及び時間の短さ、したがって逃げるいとまがないような、本当に異常気象でございますので、早目、早目の情報提供というのを、気象庁と連絡をとりながら、または上流の地域を見ながら、判断の基準にしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○13番（広沢 真君） 確かに私も気象庁の高解像度のナウキャストというのは、雨が降るたびに見ているのですが、かなり精度が上がっていて、ここ数年の間にも精度が上がっているのです、その部分は非常に安心できる情報、まだ安心できるとは言っていけないですね。絶えず警戒はしなくてはならないのですが、あとインターネットで災害情報を送ってくる部分はいっぱいあるので、そのどれを取捨選択するのかというのは非常に悩ましいのですが、大元は気象庁と国土

交通省のデータというのが、一番信頼度が高いのかなと思いますので、私も見ながら取り上げています。

そういった面で、対策を進めて、避難の心構えも伺っているわけですが、その際に実際起こってしまった被害に対応する点でどうするかという部分で、実は議会でも災害対応マニュアルをつくってやっています、その中で問題にしているのが、情報共有をどうするかというお話であります。これは私自身の経験でもあるのですが、東日本大震災の後の、災害対策本部がほぼ常時開設されていて、町長初め、皆さんが不眠不休で何らかの作業をやっているときに、ただ、私たち議員一人一人も、持ち込まれる案件については、きちっと町に伝えるということもあったので、その中で当時のあれは上下水道課長だったと思いますが、もう憔悴し切ってお疲れになっているところに無理やり行ってお話をした記憶があって、今では苦い記憶なのですが、ただ私らとしても町民から言われたことについては正確に伝えて、対策がどうなっているのかというのは、さらに返さなくてはならないということもありますので、その部分はきちっと両立していかなければならないと思うんです。ただ、非常時に指揮命令系統に対して混乱があるというのは、実際に進める側としては大変な負担にもなるので、そうならないようにやっぱりルールづくりが必要かなと思っています。

その意味で、今議運を中心に議論している災害対策マニュアルの完成形として、ICTを導入する、具体的にはタブレットPCですが、タブレットPCを導入して、情報共有のツールにしたいというのを完成形として目指しているということがあるのですが、その点で情報共有のツールとして、執行部、災害対策本部などで活用する上で、ICTタブレットを利用することはお考えになられたことはありませんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まさに災害時ですね、対策本部の中での指揮命令系統、状況判断、これが1秒おくれれば人命にかかわるというのもございます。したがって、いかに本部長に正しい情報を送って、正しい判断をいただくかというのが大事かと思います。

実は昨年、みちのくALERT2018という自衛隊東北方面隊が実施する演習がございました。その演習の図上訓練というところで、柴田町、恐らくそういった自衛隊の図上演習をやると、一緒に訓練するというのは初めてだったと思います。また、仙南のほうでも実動訓練はやったものの、図上訓練と一緒にやったというのはなかったと思うのですが、その際は県の連絡幹部や自衛隊からの連絡幹部、または消防所長、消防団長等が一堂に会して災害対策本部を、状況付与をブラインド形式で、事前に災対本部の部長、副部長に与えることなく、その場、そ

の場で状況を出しながら判断をしていったと。場面は地震だったのですけれども、それは水害にも当てはまると思います。そういった中で訓練をしていくと、これが一つ必要なところかと思えます。

議員今ご指摘のように、ではその情報をとる場合のとり方、その処理の仕方という意味では、非常に今情報ツール、タブレット、SNS等のスマートフォンも発達していますので、非常に有用な手段ではないかと考えてはございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） その点では、議会でも懇談会の実行委員会の方々を中心に研修会を開いていただいてタブレットの研修を行いました。災害時に普通に我々が日常使っている携帯電話の通話のための回線は大きく制限されます。災害時に情報のやりとりをする際には、インターネットの回線を使って、管理監がおっしゃるとおりSNSだったり、あるいはスマートフォン、タブレットを経由したグループアプリだったり、そういうもので情報共有するのが非常に有用だと言われています。実際、おとし議運で視察に行った岩手県久慈市で、議会でも導入されていたタブレットを活用して、豪雨の際に議員間での情報共有に非常に役立ったと。その点で、ぜひ導入をとということ、議会は導入したいということで、皆さんと今議論している最中ですが、議会と執行部も同時に導入することが、より活用の幅が広がるのではないかとということです。

この際、私が押したいのは、まずタブレットの有用性です。携帯性について、自前のスマートフォンがあるじゃないかという、実際の携帯電話への電話機能がついていないが、ほぼ同じことができるのはタブレットですが、電話もネット回線を経由したテレビ電話はできます。現場に持って行って、災害現場の写真をそれで撮って、そのまま送信する。あるいは、掲示板に掲示するというだけでも手間がかかりません。今、通常のPCだと、デジタルカメラで現場を撮影して、そのデータを取り込む作業、工程が必要で、そのままプリントアウトする必要もあると思うのですが、タブレットを複数の方が持っていて、そこで情報共有ができれば、情報共有の手間が大きく変わると。それと同時に、携帯性と耐久性という点で、今タブレットは防水対策もできますので、私手前みそですが、タブレットは8年ぐらい使っているヘビーユーザーなのですが、防水カバーなるものを購入しまして、防水カバーに入れたタブレットを入浴しながら使っています。当然湯船にどぼんと入れたら危ないのですが、そうでなくて、雨の中でタブレットを操作する、外で雨の中で操作したこともありますので、そういう対策も可能だということでもあります。それと同時に、例えば役場内で操作する場合、携帯キャリアとの契約

が必要なのは、一番効率的に使うときには必要なのですが、ただきのう、おとといあたりから話題になっている、W i - F i を庁舎内に設けることで通信料を大幅に節約することができます。要するに、一つのW i - F i を経由して多くのタブレットがそこに接続していれば、通信料が発生しない。そのW i - F i の通信料だけでできるということもありますので、その部分で言えば通信料が大幅に削減で、現状で今例えば災害現場に行って、職員の方が見てくるにしたら、自前の携帯ではスマートフォンを使ってやっていると思うので、その部分については通信料は別途かかっているということになります。

あと、端末代は今スマートフォンとタブレットの間の値段の格差というのはほぼありません。スマートフォンが高機能化することによって、タブレットとの境目がごくごく狭くなって、値段的にはほぼ変わらないので、その部分については高どまりではあるのですが、端末代も。副次的に活用の仕方にもよるのですが、例えばこの場で全員がタブレットを活用しているとなれば、こういう紙ベースの資料が大幅に減ることになります。フルに導入している自治体を見ても完全にはなくなりません。だけど、職員の印刷製本の手間と、それから費用が軽減される。端末代とそれから通信費を実費で比較したわけではないので、あれですけれども、紙ベースのものが削減されたのと、それから実際にタブレットを導入して活用したときの費用を比較すれば、それほど大きく出資が多くなるということはないかと思っています。

いろいろしゃべりましたが、要はルールをつくりたいということです。先ほど私の苦い経験もお話ししましたが、議会から災害情報を伝える、伝えてもらう、その点で町にも承諾していただいて、議長が災害対策本部のオブザーバーとして加わるということはさせていただきましたが、それ以外にやはり職員の皆さんが回って災害の現状把握をするというとき以上の情報を取り入れられるときがあります。

議員、ここに18人いますが、それぞれが皆独特の集団、独特と言ったらあれですけれども、皆さん固まりとして町民の集団にかかわりを持っておつき合いをしています。そのルートで職員の目の届かないところから来る情報を取得する。当然重なる部分もありますが、職員の目の届かない部分の情報を得ることもできる。その両方の情報を合わせることによって、災害情報、より精度を増すことにもなると思います。

その点で、直接議員が災害対策本部に乗り込んで、「町長いるか、この話聞いているか」なんて話をするような事態にならないためにも、ぜひとも情報共有のルールのツールとして、タブレットも検討していただきたいということですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 現在、災害時における情報のやりとりにつきましては、行政防災無線というトランシーバーというような感じで、それで各都市建設課、上下水道課等々に配備してございます。それが平成24年度、アナログでやってございますので、それが使えなくなるということで、今年度アナログからデジタル化というところの実施設計という話でございます。

現在のところは、そういった災害時においても、職員間の情報のやりとりには防災行政無線を利用してやるような前提で検討してございます。ただ、今議員がおっしゃったように、非常に有用な情報を瞬時に災対本部側で受け取れるというような状況も生起するという可能性もあるのであれば、今後一つの研究課題としてやっていければいいのかなと。今後、議会側でタブレットを導入して、そういった情報のやりとり、訓練、いろいろ演習もされるかと思えます。そのときに情報を、今役場側で持っていますL・G・W・A・Nですか、そういった中に試しで入れてみたりしながらやっていって、その辺の情報のやりとりの中身を見ながらやっていっていただくとところで、研究の課題の一つと考えてみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 町の情報化に関連するということで若干補足申し上げますと、今町では今年度から次の5年間の町の情報化に取り組む情報化計画を策定して進めているところです。その中には、ICTを活用した利便性の向上ということで、今話題になっておりますタブレットを含めまして、アプリの話も出ましたということで、さまざまなICTのツールをどうやって行政のサービスに活用していくかを含めて検討しているところでございますので、ペーパーレスというお話もありました。ただ、今現段階で町としては、タブレット導入がすぐペーパーレスになるとは考えてございません。また、タブレットにしましても、災害時の情報だけではなくて、タブレットを導入して町として何をするのか、町民にどのようなサービスができるのかを含めて研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） これをやれば、何もかもうまくいくと言っているわけではありません。当然町の重要な情報がこのタブレットの中に保存されることになれば、そのタブレットを紛失して情報漏えいなんてこともあり得ます。昨今、自治体の不祥事の情報で、USBメモリを、重要なデータを持って紛失したとか、そういうのがありますから、そういうのも十分に考慮した上で活用される必要があると思います。

ただ、危機管理監がおっしゃるとおり、有用な情報という点では、サウンドオンリーの無線だけではなく、当然静止画である写真と、それから災害現場の増水の状況を動画で送れるとい

うこともありますから、その部分の情報量の多さは間違いなく上だと思しますので、そのあたりも加味した上でぜひ研究していただきたいと思し、議会からも情報提供ができるようになればいいというふうに議長をお願いしたいと思しますが、その部分を含めて、最後に申し述べまして私の質問を終わりたいと思します。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

次に、3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔3番 安藤義憲君 登壇〕

○3番（安藤義憲君） 3番安藤義憲でございます。1問、質問させていただきます。

**待機児童対策に空き家の活用を。**

柴田町においても待機児童対策に苦心されているものと思します。平成31年4月現在の待機児童は、ゼロ歳児6名、1歳児21名、2歳児11名、3歳児11名の合計49名ですが、そのほかにも把握していない潜在的な待機児童が多数いるものと考えられます。

就学前の乳幼児を受け入れる施設として、町内には小規模保育所や、認可外の小規模保育施設がありますが、施設の規模や幼児の年齢などで保育士が預かる受け入れ人数に限られるため、待機児童が生じているのが現状です。

その対策として、空き家を活用した家庭的保育事業（小規模保育事業C型）を推進すれば、待機児童問題も改善されるのではないかと考えます。空き家を利活用して家庭的保育事業所を開設することは、子どもの福祉に資するだけでなく、起業・創業の一つとなること、保育士の有資格者が働くことができ、人材の活用ができること、空き家の所有者に収益が生まれ、税収増につながること、不審者や浮浪者などが集まる場所がなくなり、防犯対策にもなることなど、多くのメリットが考えられます。

そこで、町の待機児童対策、空き家の利活用についての考えを伺います。

- 1) 待機児童解消のための対策は。
- 2) 現在、空き家対策はどのようになっていますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安藤義憲議員、待機児童対策、2点ございました。

1点目、保育所利用待機児童の解消に向け、家庭的保育事業所が規模を拡充し、小規模保育事業へ移行する際の支援や、国の補助金を活用した小規模保育事業所の開設など、民間の動き

に対して支援策を講じてまいりました。現在、来年4月に50人規模の民間保育所の開所に向け、支援を行っているところでございます。

町内に開設されている小規模保育事業所は、現在7施設で定員は94人となっております。開設と増加定員数の推移についてですが、平成27年度に2施設29人、平成28年度に2施設13人、平成30年度に1施設19人、平成31年度2施設24人と整備を進め、また規模拡充分が2施設9人となっております。うち6施設は補助金による財政支援を行っており、空き家を活用した事業所は3施設となっております。

一方、待機児童数の推移につきましては、平成26年度31人、平成27年度24人、平成28年度24人、平成29年度44人、平成30年度29人、平成31年度49人となっており、受入施設の拡充が待機児童解消に必ずしも結びついていない状況でございます。

議員ご指摘のとおり、定員5名までの家庭的保育や、定員6名以上19名以下の小規模保育事業所は、一般住宅の改修でも開設が可能な保育施設ではありますが、そのためには空き家物件の状態や修繕費用、果たして経営として事業が成り立つのか、さらに保育士の確保ができるのかなどさまざまな課題も多く、待機児童解消のための空き家の利活用につきましては、さまざまな隘路を乗り越えなければならないと思っております。待機児童の解消に向けては、今後とも家庭的保育事業や小規模保育事業所、私立保育所への参入を促し、その支援に努めてまいります。

2点目、現在の空き家対策でございます。空き家、空き地の実態を把握するため、平成26年度から毎年現地調査を実施しており、平成30年度末時点の調査件数は435件で、そのうち空き家は312件でした。その内訳は、適正に管理されているA判定に該当する空き家は119件ありましたが、しかしその調査につきましては、敷地外からの外観目視により行っておりますので、建物内部の状況や所有者の意向などの把握はしておりません。

空き家等対策関連機関の意向調査によりますと、適正に管理されている空き家であっても、生活に余裕のある所有者は、将来も使用するため、今は物置として利用している、仏壇など捨てられないものがある、都会に住んでいてもふるさとへの思いがあり、定期的に帰省する際に使用するなどの理由により、そのまま所有している方が多いこと、中には相続関係が複雑になっていることが、空き家が減らない要因の一つにもなっております。

こうした状況から、市場に出せる柴田町の空き家につきましては、民間の不動産業者による取り引きが行われており、特に船岡新栄、上名生といった東船岡駅周辺地域や槻木駅周辺地域では、リフォームされた住宅の取り引きが活発に行われております。その結果、柴田町におき

ましては、住民基本台帳人口移動報告2018年結果によりますと、2018年12月、昨年12月末現在で64人の転入超過となっております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時再開いたします。

午前11時52分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 子ども・子育て法案の趣旨から考えると、産み育てやすい環境を社会全体でつくり上げていくのが本旨であると考えます。待機児童対策を積極的に進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、待機児童は今年度につきましても実際にいるということで、そちらの解消対策は今後とも進めていかなければならないということで考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） それで、平成31年4月時点で町立の3保育所のうち、2施設が定員割れとなっております。ゼロ、1、2歳児は希望しても入れず待機児童となっております。このゼロ、1、2歳児の定員をふやすことはできないのでしょうか。定員をふやすことによって、待機児童の解消につながるものと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） こちらの定員の設定ですけれども、あくまでも施設の面積と保育士の数ということで設定しておりますが、やはりその組み合わせによって人数は変動するというので、例えば船岡ですと160に対して逆に180とかということで受け入れを伸ばしておりますので、そういったことでは一概に定員に合わせるということではなくて、その施設の面積と保育士の数で調整させていただいているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。



- 3番（安藤義憲君） 保育士が預かれるゼロ歳児は1人に対して3名でしたっけ。ゼロ、1、2歳児もそれぞれの保育士に対しての数が決まっているのですけれども、その保育士をふやすことよって、ゼロ、1、2歳児を受け入れる可能性が大きくなると思うのですが、いかがですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 保育士の数だけで言えば、そういったことになりますけれども、今度は施設の面積ということで、そちらも例えばゼロ歳児のほふく室であれば、はいはいする部屋であれば、1人何平米以上ということで決まっておりますので、そういった面積を確保していかなければならないということも保育所の中では決められておりますので、そういった状況の中で判断をしているということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（安藤義憲君） 今の答弁ですと、施設は建てた当初からゼロ歳児の面積はこのぐらいで何名だと、それを決められた形での施設の建物だということですね。そのとおりでよろしいのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 建設当初、そういった計画のもとで面積を確保しながら、設置されているという状況でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（安藤義憲君） おとといの全員協議会の席において、私立保育所整備事業という、話題提供として書類をいただきました。その中で、待機児童の解消対策の文書の中に「受け皿は増えましたが、新たに潜在的な需要も増えたことから」という言葉があるのですが、要するにつくってもらうが、待機児童の解消には、一助とはなっても全面的な解消にはならないと文章的に受けとめたのですが、いかがなのでしょう。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めますが、本議会の議案ということになっておりますので、今の案件についてちょっとということで。答弁はいただきます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 町長の答弁にもありましたように、実際にこれまでも待機児童ということで、例えば平成27年度であれば24人、平成28年度24人ということで、年時を追って待機児童ということで報告させていただいております。それに合わせまして、小規模保育事業所ということで、これまで平成27年度から7施設94名の受け入れを確保はしてきました。ですから、その中で徐々に減っていくのかなということで町では考えていたわけですが、

実際翌年度になりますと、また新たな需要がふえてきまして、待機児童の直接の解消にはなっていない現状ということで、お話をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） まず、保育士の確保というところでお伺いしたいのですけれども、保育士としての資格を有している人たちの数というのは、町で把握しているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 町の職員の中の保育士ということでよろしいでしょうか。それとも、町全体ということであれば、ちょっと把握はしていないということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 町民の中での有資格者は把握していないということですね。

保育士が不足している現状を考えると、町としても有資格者の把握というか、登録制とまではいなくても、持っていて、そういうときに小規模保育であれ、家庭的保育であれ、開設の相談を受けたときに、保育士の人たちがこのぐらいここにおりますよという情報を持っていることによって、開設する人たちも、一つ保育士の確保の安心を考えて、開設する方向に持っていけるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 現在のところ、例えば保育所であれば、保育士が臨時保育士として探す場合、保育士仲間ということで探していただくことはありますけれども、それらの実際に保育資格を持っている方を把握するというすべを、今のところ町のほうでは持っておりませんので、そこまでは至っていない状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 家庭的保育事業、小規模保育事業のC型ですけれども、その設置する基準を把握されていると思いますが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 小規模保育事業のC型ということであれば、職員の資格としまして、家庭的保育者ということの資格を有する者ということになります。その内容につきましては、保育士資格を持っている方、それからそれ相当の勤務を経験した方ということで、そういった方が研修を受けたことによって、家庭的保育者ということで認定を受けるという制度がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） それは保育士としての資格の答弁だと思いますけれども、例えば設置する上に当たって、一般家庭の中で2階建ての家はどうか。あるいは、保育室、ほふく室の面積はどうか。それはいかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） あくまでも民家を活用した場合、その中の保育スペースがどのくらいなのかという判断になります。保育をするスペースの部分が、例えば先ほどお話しさせていただきました小規模保育事業のC型ということであれば、1人当たり3.3平方メートルの面積が必要ですので施設基準の中では設けられております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） というと、一般家庭の中において、子ども1人について3.3平方メートルというと、1坪が子ども1人の面積というと、6畳間だと3人、それが続きの部屋ですと12畳間で、家庭的保育事業C型を開設しようとするれば可能な一般家庭がほとんどだと思うのです。その中の一般家庭の中の空き家が、当初町長より答弁ありましたけれども、その家の個人個人の家の持ち主の事情とか、あるいは仏壇があるとかという問題があるということをしていただきましたけれども、それが例えば新しい団地の中ですと、いわゆる団地に入った人たちは、そこが所在の人で、子どもたちが外に、仙台市であれ、東京都であれ、そっちに居宅を構えて、その家が空き家になったという家は、仏壇を祭っているという可能性は極端に少ないと思うのですよ。そういう家が多くあるはずなので、それを積極的に掘り起こしていくことができないのかなという思いがあるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはり民間の方々に参入いただくという形での流れになると思います。ですから、そういった方がいて、そういったものを活用して、そういった小規模保育事業をやりたいということであれば、そういった支援が町のほうとしてもそれに対しまして、待機児童が減る状況ですので、そこをやりたいということであれば、支援ができるのかなと思います。

ただ、ゼロ、1、2歳というのが小規模保育事業所のテリトリーになりますので、今度はそこから超えた部分の3歳児以降をどうするかということも町としましては考えていかなければならないということがありますので、そういったものを含めて総合的に判断させていただき、支援させていただくということにつながるかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番(安藤義憲君) 家庭的保育事業の定員というのがあるはず、認可定員というのがあるのですけれども、認可定員は何人だと把握していますか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長(水戸浩幸君) 小規模保育事業のC型ということであれば10人になります。家庭的保育ということになれば5人ということになります。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○3番(安藤義憲君) 今答弁いただいたように、家庭的保育のC型で言うと、定員は5人なんです。5人になっているはずなんですけれども。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長(水戸浩幸君) 家庭的保育ということになれば5人になります。小規模保育事業の中のC型ということになれば10人ということで捉えさせていただいております。ちょっと枠組みが違いますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○3番(安藤義憲君) 済みません、わかりました。

そういうふうな、家庭的保育事業の定員が5人の中で、一般家庭の、先ほどお話ししたように、十分な面積を持っている家が多数あるということでございます。

さて、それをでは開設するには一体どの程度の経費がかかるのでしょうか。どの程度の経費を開設しようとする者が持てば、開設することができるのでしょうか。わかりますか。お願いします。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長(水戸浩幸君) 昨年度、平成30年度の例で申し上げさせていただきます。1軒、民家を活用しまして、ことし4月1日から開設した部分がございますので、そちらの例でいきますと、中身ですね。やはり調理室を改修したり、それからトイレを改修したり、あと部屋も段差のない部屋にしたり、廊下も改修するという含めまして、1軒改修した経緯がございます。そちらは事業費ベースで980万円ほどかかっております。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○3番(安藤義憲君) 980万円かかったという話なのですが、事業費を別として、いわゆるこれは公費助成が入ったの合計額ではなく、個人で980万円開設者が負担したということですか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長(水戸浩幸君) 事業費ベースですので、そこから今度、そこに対しまして県

の補助、それから町の補助ということで、4分の3こちらのほうで支出させていただきまして、自己負担は4分の1ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

では、この空き家対策についてお伺いいたしますが、総務常任委員会に在籍していたときに、空き家を数軒現地確認させていただきました。その中には利活用できる空き家もあれば、雑草に覆われて生活するのに適さない、利用できない家もありました。現在ある空き家で利活用できる家というのは何軒ぐらいあると受けとめていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 空き家のうち、利活用できるような空き家は何軒なのかということでございますけれども、町民環境課では、先ほどの町長答弁にもありましたように、環境に伴う空き家対策ということで調査を行ったわけなのですけれども、平成30年度末では空き家調査対象が312軒で、そのうち適正に管理されている空き家は111軒というような調査結果が出ましたけれども、中身につきまして、あくまで敷地外からの外観の調査で……、119軒、済みません、119軒ありましたけれども、その119軒につきましては、あくまで外観からの目視検査でありましたので、内部については調査しておりませんので、果たしてそれが利用可能かということまでは把握しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 家庭的保育を開設してもらいたいなと思って、この問題を提起させていただいたのですけれども、所有者の了承を得ながら、その家、空き家の119軒ですか、その軒数の中を見ることは可能なのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 調査のやり方だと思いますけれども、そういった中身について、調査通知を差し上げて、意向調査とか、あと中も見せてくださいとかということは、可能だとは思いますが、まだそこまでやるという体制にはなっておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 家がある、待機児童がいるとあって、保育士となる人たちもいる。しかしながら、それぞれが把握していながら中に入ることが難しい。しかしながら、この待機児童に関しては真剣に取り組んでいかなければならないという大変難しい事業となっているわけでございますけれども、保育士を在野に埋もれることなく生かそうとするならば、積極的に町と

しても、小規模保育であれ、家庭的保育であれ、そういう人たちを活用するのが町の活性化に、子どもたちの福祉に役立つのではないかと考えております。そういうことを勘案していただきながら、待機児童問題を対処していただければと考えております。

以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

次に、14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） 14番有賀光子です。大綱1問、質問いたします。

**発達障がいの早期発見の取り組みを。**

発達障害者支援法が制定されるまで、発達障がいは、身体、知的及び精神の各障がい者制度の谷間に置かれ、必要な支援が届きにくい状態になっていましたが、平成17年4月に同法が施行されたことにより、早期の発見、そして発達支援、学校教育における支援、就労支援、発達障害者支援センターの設置などが進められました。また、同法は障害者基本法の改正や障害者の権利に関する条約の締結等を踏まえ、発達障がい者に対する支援のより一層の充実を図るため、平成28年に全般にわたって所要の改正が行われました。

発達障がい者に対する適切な支援がなされない場合、その特性により生じる問題に周囲が気づかずに、無理強い、叱責などを繰り返すことで、失敗やつまずきの経験が積み重なり、自尊心の低下等も招き、さらなる適応困難、不登校やひきこもり、反社会的行動など、二次障がいが生じることがあるとされています。

こうした二次障がいを未然に防止する上で、早期に発見し、適切な支援につなげていくことが特に重要であることから、発達障害者支援法では、国及び地方公共団体は、発達障がいの早期発見のために必要な措置を講ずるものとされており、第5条第1項及び第2項で、市町村は母子健康法に基づいて実施する健康診査（乳幼児健診）において、市町村教育委員会は学校保健安全法による健康診断（就学時健診）において、発達障がいの早期発見に十分留意しなければならないものとされています。

そこで、柴田町の発達障がいの早期発見についての取り組みの状況を伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、発達障がいの早期発見でございます。

町における発達障がい早期発見に向けた取り組みといたしましては、まず初めに1歳6カ月児健康診査、3歳6カ月児健康診査といった乳幼児健診の場において、保健師が対人面やコミュニケーション面での子どもの発達の特徴に気づき、保育者の気持ちに寄り添いながら経過を確認し、保健指導や必要に応じて専門機関へつなぐなど支援を行っております。例えば支援や配慮を必要とする児童がいらっしゃった場合、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて一貫した支援が受けられるよう、成長や個性など発達段階ごとに記録する柴田すこやかファイルを、希望する保護者に配付し、相談や福祉サービスを利用する際に活用していただいております。

次に、継続支援中の子どもが保育所や幼稚園に入るときには、担当保健師から保育士や幼稚園教諭に対し必要な情報提供を行い、その情報に基づき、保育所や幼稚園において個別支援計画を作成し、それぞれの児童の特性に応じた教育や支援を行っております。

また、保育所や幼稚園などで集団生活を体験することで、発達の特徴や、保護者からの相談により新たに支援を必要とする子どもを把握することもございます。その際には、保健師保育士連絡会などで情報共有を行い、必要に応じて専門機関につなぎ支援を行っております。

さらに、小学校就学前の保幼小連絡会においては、保育士等から小学校の先生に情報提供を行い、一方、小学校の先生は保育参観に参加し、子どもの様子などを確認し、また入学後は保育士等が授業参観に参加し、子どものその後の様子を確認するなど相互に連携を図り、支援をしているところです。

次に、小学校に入学する際には、教育委員会が実施する就学時健康診断において、発達障がい早期発見に留意するとともに、校医、養護教諭、保健師、保育士が協力して子どもの心身の状況を的確に把握し、就学に当たっての保健上の必要な助言等を行っております。さらに、10月に開催される就学支援審議会では、保護者、本人の意見を尊重して、就学先についての方針を決定しております。仮に小学校入学後において発達障がいの疑いのある子どもを確認した場合には、特別支援教育コーディネーターの先生を中心に、保護者と相談しながら、必要に応じて医療機関や専門機関につなぎ、教育的に必要な支援を行い、小学校から中学校、そして高校入学時まで子どもの情報は引き継がれていくこととなります。

これまで申し上げたとおり、町の保健師や保育士、町内幼稚園、小中学校の特別支援教育コーディネーターを初め、先生方が発達障がいを含む全ての障がいのある幼児、児童、生徒の情報を共有し、連携して適切な指導、支援の充実に努めております。

今後も子どもにかかわる関係者が発達障がいについて理解し、早期発見、早期療育につなが

るよう連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今回発達障がいへの2次障がいを未然に防ぐ上でも、早期発見が重要であるという観点から何点か質問いたします。

まず、昨年9月の会議でも発達障がいについて一般質問させていただきました。その中で、発達障がいの1歳6カ月健診で、テレビ画面を利用した社会性、テレビカメラによる検査の導入の紹介をいたしました。そのとき、柴田町の昨年8月に町の保健センターをお借りして、町の保健師何人かにその評価装置のデモンストレーションを行いました。実際に体験してどう感じたか、感想を聞かせてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 昨年、有賀議員から紹介がありまして、昨年8月末だったのですが、保健センターに業者の方がいらして、ゲイズファインダー、社会性発達評価装置のほうを、私は会議で体験はしなかったのですが、健康推進課の保健師何名か体験させていただきました。そのときは、18インチか19インチぐらいのテレビのモニターに人の顔だったり、何か風景だったり、いろんなものが顔とか、図形とか、そういったものを映し出されるんだそうですね。体験した保健師がそれを見ると、体験している保健師の視線がモニターに点で映し出されるものと伺いました。約3分間ぐらいの時間だったのですが、画面が切りかわるということで、集中時間の短い子どもさんがじっと、1歳代の子が座って見ているのは、ちょっと大変かなというのが、そのとき体験した保健師のほうがお話をしていたのですが、無意識に自分の視線がどういうものを見ているというのか、大人ですので、そこは理解がしやすかったというのですね。ただ、それを親御さんたちが見たときに、自分の子が1点しか見つめなかったとかというものを現実的に目の前で見たときに、親御さんの気持ちとしてはどうなのかなというお話を、健康推進課の保健師のほうでは感想を持ったようでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今のお話の顔、テレビ、視線計測装置ですか、これは大阪大学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学、福井大学の国立法人、5つの大学により、連合小児発達学研究所という機構が共同して開発した装置です。ですから、宮城県にはまだちょっとそこまではつきり届いていないと思うのですが、向こう、大阪とか関西のほうだとかなりこれを導入してやっている箇所が結構あります。



そして、テレビは、先ほどお話がありましたように、子どもの視点から社会性発達の状態を確認することができる健康システムであり、このモニター画面に流れる映像約2分間、子どもが見ることで、子どもが何に興味を持っていて、そしてどのように見ているのかを客観的に知ることができるものです。この計測器を専門知識、技術に身につけて、そしてテレビオペレーターが保護者に知らせることで、先ほど保護者の方がどのように思っているかというお話でしたが、ちょうど大阪のほうでやったときに、保護者と子どもが一緒に見て、お母さんも大変すごく子どもがこういう目線で見ているなんて知らなかったとか、すごく8割から9割の方が好印象というお話を聞きました。それで、今回宮城県でもその装置、宮城県で1カ所がモデル事業でやるというのをちらっと聞いたのですけれども、その情報はこちらには来ているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 国の厚生労働省の発達障害児者の地域生活支援モデル事業というものがあるのですけれども、宮城県庁に確認したのですが、宮城県で手を挙げているところはないと伺いました。宮城県でゲイズファインダーに関しては、どこも導入している自治体については、県でも情報はつかんでいないということをお県から伺っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） やはり発達障がい未だに早期に発見するという点については、すごく貴重なものだと思います。そして、中心になっている方が発達の保護者の方と、あと大阪大学大学院の教授である片山教授という方が、今仙台市でも講習とか広げている傾向なのですけれども、その方のお子さんも発達障がいだそうです。それも、知的を伴う発達障がいであり、やはり教授も、そういう知識が十分わかる方でも、自分の子どもが発達障がいということで受け入れるのに五、六年ぐらいはかかったとお話しされておりました。なおさら今の1歳6カ月で早目に顔テレビを親も一緒に見るということで、子どもがどういう症状かという、資格を持っているオペレーターの方からきちんとアドバイスを受ければ、今までとまったく違った感じで、アドバイスを素直に受けると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 乳幼児健診等に新たな項目を追加するときの考え方なのですけれども、新たな項目をすると、そこで経過観察になる方が必ずふえるのです。ふえたときには、気になる、経過観察になった事柄に対して事後フォロー、どういうふうにお子さんを、保護者も含めて支援していったらいいかという体制を整えて、初めて新たに項目が出されると考えて

おります。

大阪のほうでは、この片山先生の研究室の記事は私も拝見していたのですが、大阪大学等が中心になって、事後フォローとか、ゲイズファインダーの扱い方の研修とか、保健師の支援とかも全て含めて、その気になったお母さんのその後のフォロー体制も整えた上で、導入ということで大阪のほうでは行っていました。多分そういったシステムを発達障がいの支援センターにつなぐということまで大きく考えて、その後で導入して効果のほうを見ているということでしたので、宮城県の大きな枠組みでそういった体制を整えることができれば、気になるお子さんが出たからといって、保護者の不安をあおることにはならないと思うのですが、今の柴田町とか県の支援の状態を考えますと、今は導入は難しいかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 先ほど答弁の中で、柴田町では1歳6カ月児健診と、あと3歳6カ月児健診の経過を見ているということでしたが、これは何人ぐらいの子どもの経過を現在見ているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 1歳6カ月児健診で、平成30年度ですと、健診を受けたお子さんが278人いらっしゃいます。行動面だったり、いろんな面で経過観察をするんですけども、全体では103人ですね。約3割を超える方が経過観察されているのですが、発達面を見ているのが85人です。指さしができない、指さしの可逆性が確認できない。こちらで指さしたものに答えたり、親御さんがしているのをこちらに伝えてもらったりという、その指さしのことの理解がうまくつながらないというお子さんがかなり多いのと、言葉が出ていないということが経過観察の理由になっているようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今指さしできないとか、あと言葉がうまくしゃべれないという方が、かなりその発達障がいの中にいるということで、それは人数的には多いと思うのですが、先ほど幼稚園とかの様子を見て、子どもたちの様子を見て、相談を受けて、そういうふうにして治るといえるのか、成長、結構しゃべるようになると捉えていいのですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 1歳6カ月児のお子さんという考え方なのですが、赤ちゃんが、人間の子どもは1人で立って歩くこともできない状態で生まれて、心が初めて他者とつながるのは1歳6カ月以降と言われているのです。心理的に子どもの誕生は1歳6カ月か

ら8カ月から始まると言われているので、言葉と指さしが連動して、お母さんと親子関係で言葉のつながり、あと言葉が出なくても気持ちが通じていると感じるのが、1歳6カ月のあたりになります。

指さしは、言葉の発達というのは、1歳6カ月ですと人を指すような言葉と、あと二つ、三つ言えますかということでの確認はしているのですが、言葉は言わなくても指さしをして、理解は非常にわかるお子さんとか、お子さんがお母さんのほうに何か訴えるときも指さしをして教えてくれるとか、言葉は出ないけど理解が進んでいる子、あと言葉は出ているけど、うまく理解は大丈夫かなと、いろんなお子さんがいらっしゃいます。2歳、2歳半ということで1年ぐらいかけて見ると、そのお子さんが単純な言葉のおくれなのか、あとは本当にいわゆる発達障がいに近いお子さんなのか、経過で見ないと、まだ何も言えない状態になります。そういったお子さんは母と子の遊びの教室、町の保育士とあと保健師のほうで、保健センターでやっているものの中で、小さな集団として見ていて経過を追っている人もあれば、在宅で、ご自身の家庭で、お母さんとかかわりをお話をしながら見ている例と、本当にさまざまあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 健診後に必要に応じて専門機関へもつなぐということのお話がありましたが、何人ぐらいいたのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 乳幼児の精神発達精密健康診査ということで、児童相談所、県に発達相談を依頼する、発達の確認の相談を依頼するものなのですけれども、平成30年度の人数が、2歳から6歳までで実人数で26人ありました。こちらは3歳6カ月健診前に経過を見てかけるお子さんは非常に少ないので、3歳6カ月健診前にかけた人数が5人で、あとは3歳6カ月まで経過を見た後のお子さんが大半の人数でした。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） では、柴田町では今度就学前の子どもは何人ぐらいが経過観察されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 申しわけないのですけれども、保育士の関係だけということであれば、気になる子ということで47人ほど、今のところ、保育士、そういったことで目配りをさせていただいているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 済みません、今保育士のかかわっている人数は子ども家庭課長からお話があったのですが、いわゆる本当に発達障がいということで診断がついていらっしゃるお子さんがいまして、4歳から6歳までの間で3人の方が、先ほど子ども家庭課長が話した数の中に含まれております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、保育所で47名ということは、3保育所で47名いらっしゃるということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） トータルで、3保育所で47人になります。船岡保育所で16人、槻木保育所で8人、西船迫保育所で23人、こちらはあくまで保育士が集団生活の中で気になるということで判断させていただいているお子さんということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、船岡保育所が16人もいらっしゃるということなのですが、保護者の親とはいろいろ会話というか、そういうあれはお話はしているのですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 全てのお子さんが、そういった保護者との連携の中でということには至っておりません。そこが一番難しいところで、保育所は集団生活の中で見ていますけれども、それをストレートに保護者の方に伝えることは難しいということで、日々のコミュニケーションの中できょうの生活はこうだったということで徐々にお知らせしているような状況で、そういったものを含めて経過観察をさせていただいた上で、親の気づきをいただいた上で、初めてそういった方向に向かうという形での報告は受けております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 先ほどの質問の中で、経過観察の子どもで、まず発達障がいと診断がついている方は何名になりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 先ほどお話をしたのですが、3人の方が、診断名がついておまして、4歳のお子さんが1人、5歳のお子さんが1人、6歳のお子さんが1人となります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 先ほど町長の答弁の中で、すこやかファイルを活用しているというお話

がありましたけれども、これは平成28年度からですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） すこやかファイルのこれまでの配付状況でございます。平成28年11月から希望する保護者に配付させていただいております。平成28年度に62件、平成29年度に27件、平成30年度17件というのが実績となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） これは、そのお子さん、親のほうにすこやかファイルはお話をして、そしてあと中には要らないというか、そういう方、その対象になっている全員の方にすこやかファイルが行っているということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） すこやかファイルのほうは、親御さんのほうが児童の発達に対して不安があるとか、支援が必要だとかという形で、保育士とか保健師にお話しした際に、その児童の記録用として保護者が必要だと考えていたときに受け取っていただくという形をとっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） これ、結構すこやかファイルのほうですごく助かっているとか、18歳まで書いたりするから、子どもが就労するときにそれを見ると、すごく申請もしやすくわかりやすいというお話も聞きました。そういう意味で、このすこやかファイルはすごくいいなと感じました。

次に、発達支援の研修についてお聞きします。この発達障がいについては、保健師や保育士と一緒に研修に参加するのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 研修については、母子保健の分野であれば、保健師に通知が来ます。保育の分野では子ども家庭課に会議の案内が来ます。参加者については、来た部署のところが、内容を見て一緒に参加するとか、あとこれは保健師だけでいいとか、そういうふうに決めているのが現状でございます。

昨年度、健康推進課の保健師が参加した研修は、発達障がいの早期発見支援のための研修会ということで、保育士と行ったものも含めて、健康推進課分としては4回になっております。

○議長（高橋たい子君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） あと、福祉課で実施しております発達障がい者研修ということで、

町民向け研修を平成30年2月2日に保健センターで実施しております。支援学校とか、発達障がいにかかわりのある方、それから保護者の方、支援者、福祉関係の職員ということで67名の参加をいただきまして、1回行っている経過があります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） この町民向けの研修についてとか、それは今後もこれからも続けていくような感じですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 2年前にやったものですから、こちらについてはまずは1回目のこととてありますので、今後発達障がいについては逐次やっていきたいと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） また、先進自治体のほうで就学時健診前に1歳6カ月、3歳児、そしてあとその間の5歳児健診に取り組むというのもふえておりますが、町ではこれについては検討したことはあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 5歳児健診ということなのですが、十数年前になるのですけれども、国のモデル事業ということで鳥取県が県内市町村の協力を得てということで5歳児健診を導入しております。そのことで、保育所や幼稚園という集団生活に入ってから気づく子どもさんの発達課題が、その健診で確認されるようになったというデータもございます。そちらも鳥取県では、気になる課題に対しては、保護者、保育所、幼稚園、専門機関、その後の療育支援のところも含めてなので、一緒に確認して、安心して生活できるよう支援を行う体制を整えてから、これが導入されました。

現在、4歳から6歳までの間で健診をしている自治体が、全国自治体の中の約1割ぐらいあります。ただ、内容が非常にさまざまで、質問紙票だけお送りして、気になった場合は相談に来てくださいとか、あと今東京方式というので、東京の医師会が保健センターとかの健診ではなくて、質問紙票を持って、気になる方はその東京の医師会の先生のところに行ってくださいとか、さまざまなやり方で健診が行われております。町は、そういったほかの自治体でされている健診を考えたときに、1歳半とか3歳児は悉皆健診といいまして、本人が望む、望まないにかかわらず全員が受けるべきものということで母子保健法に規定されておりますので、町が健診としてやるのであれば、その年齢の方全員対象の健診でなければ、親が心配しなければ、

そういったのには来ないということになりますので、するのであれば、健診のフォローの体制を整えてすること。あとは、お医者さん方の協力とか、その後の療育の体制づくりを、もうちょっと幅を広げていかないと、今のところは厳しいかなと考えております。

ただ、現実的に今しているのは、保護者の不安に寄り添うという相談事業、健診はお医者さんも含めて全員となるのですけれども、相談事業ですと個別の気になる方が相談に来ていただいて、それをつなぐということは、これまでも同様にしておりますので、集団に入ってから保育所で気になって、こちらと一緒に相談にかけたりとか、そういったのは引き続き連携して支援していきたいとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、先ほど保育所のほうでも親がかなり、親にもお話しすると、なかなか難しいという状況とか、あとうちの子に限ってとかというお話も聞いたりします。そうすると、その間に5歳児の健診を入れてするというのが、まず軽度の発達上の問題からスタートするのは大事だと思うのですけれども、そのこのところをもう一度伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 宮城県では、松島町をモデル事業にして、発達障がい、いわゆる発達面、行動面が気になるお子さんのフォローを、ゲイズファインダーと違わせて、問診票、M-CHATというものなのですけれども、質問紙票で行動をチェックして行って、望ましい行動とはどういうものか、あとこういう項目が気になるということでチェックされたお子さんのその後ということで、宮城県のモデル事業を平成28年、平成29年の2カ年間したというデータがございます。それを含めて町の保健師、保育士が、研修の発表を聞いたりしているのですが、問診票の導入とか、それも地域にかかわる3歳児以降の、お医者様も含めて、ある一定の体制を整えて、乳幼児の児童精神科医の先生のお力とか、診療の先生の力をかりないと、その後の支援に、親御さんにいたずらに不安を残すだけかなと思っていますので、宮城県の体制としてどういうふうにしていくかというのを、まだちょっと見守らせていただいているのが現状でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今は宮城県では松島町のほうが今モデル事業ではいろいろやっているということで、それをお話を聞きながら、今後どのようにしていくかというお話に捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今のところは、いろんなやり方が市町村でまちまちでも、結構なかなか進まないと考えておりますので、発達支援センターとか、そういった立ち上げも広域、あと県でも考えるというものになっていますので、うまく連動した状態ですみ分けができるといいのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今回、改正発達障害者支援法が成立し、今度は市町村の役割が明確にされました。圏域ごとに拠点が整備されることになるとお聞きしましたが、この仙南区域ではどここの市町村にそれが設置されるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） ことしから県の発達障がい者の支援体制の充実と強化ということで体制が変わりました。これまで第1次相談事業所については、事業所や市町村、保健師、保育士というところが1次相談所、それから2次相談所として県の「えくぼ」発達支援センターにつないでいたわけなのですが、宮城県全部が発達支援センターに相談に行くと、2カ月、3カ月間、相談にも行かれないし、次の相談にも時間がかかるということで、各圏域ごとに3次体制をとるという形になりまして、県全体として3次体制ですね。新しく今までと同じように1次については保健師や保育士、また町などとか、あと発達支援事業所が1次相談所になります。これは同じです。新しく、2次支援機関として、仙南の圏域の中に相談所を設けたと。圏域の中で、発達支援事業の専門相談を受けるところが配置になったということです。

それで、これまで白石陽光園がその一部を担っていたのですが、なかなか児童のほうは特定が難しいということで、新たに町内にありますアスム療育・研修センターがこの仙南地域の2次支援機関として、臨床心理士を配置した形の相談所ということになりました。

3次支援機関については、これまで全て障がい児、それから障がい者も全部「えくぼ」だったのですけれども、「えくぼ」については障がい者に主体的にかかわる。それから、多分10月ごろからになるかと思うのですが、7月か、7月からなのですが、まだできていないのですが、「まなウェル」に障がい児の相談所を新たに設け、発達障がい者支援センターを県内2カ所で対応するという形で体制が強化されたことになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 柴田町でも、結構今の発達障がいも国のほうでも力を入れているということで、かなり力、頑張っていらっしゃるなというお話も聞きました。相談の内容も、前よりもかなり相談する方もふえたということで、これからもやっぱり2次障がいを未然に防ぐ上で



も早期発見が大事だと思いますので、しっかりこれからも取り組んでいってほしいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時15分再開いたします。

午後2時00分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔17番 水戸義裕君 登壇〕

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。

若者をまちづくりへ。

「18歳選挙権」については、2016年の参議院議員選挙で初めて適用されました。本年7月、適用になって2回目の参議院議員選挙が実施されます。そして、2022年4月1日から「18歳成人時代」が始まります。

多くの10代が高校3年生の間に18歳となることを考えると、高校3年生になるまでに、地域や国のことを考える有権者であるという主権者意識・町民意識を育み、自分の将来、地域や国の将来を担う社会の一員であることを真剣に考え責任を持つという、大人としての自覚を持たせる必要があるのではないのでしょうか。

また10年後、20年後の柴田町を考えると、やはり子どもから30代中ごろまでの若者に、町政や地域に関心を持ってもらい、活躍してもらえるような政策が必要ではないかと考えます。

そこで伺います。

1) 若者の意見を取り入れて実施している具体的な政策は。

2) 若者の組織をつくって、その意見をまちづくりの政策に反映させる考えはありませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員の若者をまちづくりへ、2点ございました。

まず1点目、若者からさまざまな意見や提案につきましては、町長へのメッセージを通じて

町政に取り入れておりますし、また毎年、さくら青年会議所との首長政策懇談会やPTA会長会議の開催、太陽の村冒険遊び場整備推進協議会での意見の取り入れを行っております。

次に、町の事業を実施する際に、若者の意見を取り入れているものとしては、成人式や仙南青年文化祭などがございます。さらに、農村青年クラブ、4Hクラブというようですが、や、商工会青年部、子ども会育成会やPTAの会合、子育て中の若いお母様方の集まりに出席し、直接若い方々との意見交換を行っております。

また、町の主催ではありませんが、町内の若者が中心となり企画運営、実施されているイベントとしては、音楽ライブを中心としたバンドフェスタや喰暄'ROLL、手作り雑貨の販売に加え、地元の飲食店が参加する「しばたJam+Jam手づくり市」、高校生などに製造業に対する興味を持ってもらうために開催される全日本製造業コマ大戦世界大会東日本ブロック予選会などがあり、町が応援しております。

これまでも商工会青年部や子育て中のお母さん方やPTAの役員、まちづくりに協力的な若者に、行政とのまちづくり懇談会や若者議会の開催について呼びかけておりますが、残念ながらいまだよりよい回答は得られておりません。町としては、小中学生につきましては、学校で国際社会や政治や経済やまちづくりについて考える機会、それからまちづくりに参加する機会を設けておりますが、高校生や大学生、20代の独身などから仕組みをつくってまとまって意見を聞く機会を設けられていないのが実情でございます。

2点目、若者の組織をつくって町の政策にということでございます。10代の若者は学業、20代、30代は仕事や友達つき合い、子育てなどによる時間的な制約があり、最近では地域活動やボランティア活動、スポーツ活動への若年層の参加が年々低下している傾向にあります。また、若者はインターネットで意見を示すことが多くなっており、集団や組織をつくりたがらない傾向が顕著となっているため、労働組合や各種団体の青年部、婦人会等の組織率が年々低下してきております。こうした現代の若者気質に照らしますと、町が先導して若者の組織をつくることにつきましては、個人の時間の制約や内省面での押しつけ、やらされ感と受け取られ、うまくいかないのではないかと考えております。

町としては、若者向けのイベントへの参加や、町への提案をしやすくするようきっかけづくりを充実し、まちづくりに関心を持ってもらえるようにしていきたいと考えております。

やはり若者のまちづくりへの意見の反映は、若者たちがまちづくりの必要性に気づき、自発的に仲間を集めて活動し、政策としてまとめて提案することが王道ではないかと考えております。町としては、各委員会等への参加を積極的に呼びかけるとともに、私自身なお一層若者の

中に飛び込んで、まちづくりや政治への意見を吸い上げ、政策に反映させてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ただいまの答弁はちょっと期待外れでしたということを、まず申し上げておきたいと思います。

順序も考えたのですが、回答によりましてちょっと順序を変えますが、新城市というところ皆さんご存じだと思いますけれども、ここの穂積市長は3期目のマニフェストに若者会議を公約に掲げて、今日本で最先端を行っている若者議会を立ち上げられて活動しているというのは、みんなが知っているかどうかにしても大抵知っている人がいると思います。今の2点目のような答弁なんていうのは、全くのということをおきます、というふうに感じました。

反問権も来ないようなので、何で若者なのかということで私のほうから逆に言います。高齢化社会を支える側の世代の声を聞くということをしてしない政策というのは、今後高齢化、少子化の時代を迎えるに当たって、自治体として果たして成り立つのかという考えがあります。それから、若い人たちにとって魅力のある町、地域に参加できる町になれば、活性化し、にぎわいや、そして町が若返ると思っています。

それから、若者が定住する町でなければ、人はどんどん、若い人は特に町外へ出て行ってしまうのではないかと。それが、次には町内会や消防団、入団する地域コミュニティもそれによって乏しいものになって、活動ができなくなるといったようなことが私には考えられるということで、今回若者をまちづくりに参加させてくださいということで質問することにしました。

物の本によりますと、若者を置いてけぼりにした政策というのは、長期的に自治体の衰退をもたらすということではないかと書いてあります。しかも、むしろ明白ではないかとまで書いてありました。そういったことから、今回若者のまちづくりの参加ということで質問することにしました。

それでは、質問に入ります。

昨年12月、サマーフェスティバルについて、角田市の青年会議所というか、青年会議ということに聞いてきましたということで、これについて質問しました。その中からもう1回質問したいと思います。答弁の中で課長からは、小学生を中心としたチアダンスやよさこいなど多くの子どもたちが参加して、熱気あふれる演技により盛り上げていただきましたという話ですが、参加することで盛り上げるというよりも、企画の段階から参加、参画して盛り上げるやり方をするということがいいのではないかとと思うのですが、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 毎年行われています自衛隊でのサマーフェスティバルに、企画の段階から若い人たちを入れたらどうかと、意見を入れたらどうかというような提案だと思っておりますけれども、今までのところ、あくまで直接ではないのですけれども、間接的に育成会の代表の方ですとか、あるいはチアダンのメンバーの代表の方とか、そういった方から直接的な意見、子どもたちの意見を吸い上げた上でイベントにできるというようなことで、代表の方の意見は入れております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） その答弁は12月にもいただいています。もうちょっと何か言えませんか。その答弁は12月の議会にも入れています。ですから、そういう代表とかじゃなくて、子どもとかを参加させてくださいませんかという質問をしているはずなんです。結局今の答弁は12月の答弁と何も変わっていない。そういうことじゃなく、もう少し考えてほしいんです。

地域づくりの輪を広げるということで、子どもフェスティバルがコミュニケーションづくりの場として、地域づくりの輪を広げるとしてと課長が答弁されている。地域づくりの輪を広げることを目的ということであれば、コミュニケーションをつくるということであれば、企画の段階でこの祭りづくりに参加するというほうが、はるかにコミュニケーションづくりに寄与するのではないかと思うのですが、これについてどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 夏のサマーフェスティバル、水戸議員もわかっているかと思うのですけれども、いろいろなイベントが開催されております。その中で、子どもたちに企画の段階で参加してもらって、どういったイベントにしたいですかと子どもたちに質問しても、なかなか答えが返ってこないのではないのかなと思います。それが、例えば高校生もしくは大学生、そういった若い人たちであれば、場合によっては企画の段階の中からもいろんな提案、アイデアが出るかもしれませんが、今のところ、かかわっている子どもたちのことを考えると、その子たちから直接意見を聞くというのは、なかなか難しいのかなと思っております。あくまでその代表の方から意見を集約させていただくような形にさせていただきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 今の答弁も12月答弁でもいただきました。疑問だと思うのであれば、議事録読んでいただければ。今の答弁も全く同じ、12月に言われました。難しいだろうから、で

きないだろうから、そういうふうを決めつけるようなことはどうなのかなと思いますが、ただ今の答弁も12月の私の問いに対しての答弁ということでは、全く変わらず同じ答弁ということだけは申し上げておきます。

ですから、ただね、今のところはないのかなと言いながら、こういうことだったらできますよと町として生かしていくことも考えられるのかなと思いますという答弁もありました。今、6月です。サマーフェスティバルはもう8月です。間もなくなります。去年の答弁から、この夏祭り、サマーフェスティバルに対してどのようにお考えか。できるのではないかと考えていますといった答弁について、ことしはそれをやる気があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） また言ってしまうと、やる気がないのではないかと最初から否定されるかもしれませんが、あくまでサマーフェスティバルに関して言えば、子どもたちに参加してもらいイベントということで、ワンステージをつくっているわけですから、その企画の中、夏祭り全体をどういうふうに持っていきましょうかというのに対しての子どもたちから意見を聞くということ自体は、なかなか難しいものだと考えております。ですから、あくまでこれまでどおりの企画で進めていきたいなと思っておりますし、サマーフェスティバルだけにこだわらないで、ほかのイベントだったら子どもたち、場合によっては若い人たちの意見を聞く機会があるのではなかろうかということで、私は別なほうを選択していきたいと思っております。例えば、今花の町のイベントということで、間もなく始まりますけれども、紫陽花まつり、あるいは曼珠沙華まつりですね、冬にはイルミネーション、春にはスプリングフラワーフェスティバルというイベント、花のまち柴田イベント実行委員会という中で、イベント開催しております。そういったイベントの実行委員会の中に、若い人たちを少しでも何とか町を盛り上げたい、元気にしたい、そういう熱い思いを持っている方々を1人ずつ入れていきながら、イベントの中身を、若者に合った、楽しめるようなイベントにしていく方法も、可能性としては高いのかなと。フェスティバルについては、申しわけございません。今までどのりのやり方で進めさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） では、課長、それについて実行できるようにというよりも、実行するように考えて実際にやってください。ここだけの返事だけで、議会用の返事ではないのですけれども、そういうふうにはされては、私としても立つ瀬がありません。

去年、町長からの答弁で、柴田町はそのほかにも子ども会育成会でのお祭りも、角田市には

多分ないお祭りもやっておりますので、直接は持っておりませんが、若者の意見は聞くようにしているつもりですというふうに、その答えの前に、角田市のわかもの議会が開かれたというのであれば、その議会の成果、実際にどういうことをやられるか、ちょっと角田市の動向を見させていただきたいという答弁がありました。町長、これについてどういう動きがあったか、監視していましたかどうか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 町長に答弁を求めるわけですか。はい。答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 直接確認はしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 残念です。期待はしていたのですけれどもね、ほかの町のやり方も十分参考にしていることも、町政をあずかる者としては大事なことかなと思いますが、していないということであれば、それ以上は問いません。

直接持っておりませんが、若者の意見は聞くようにしているつもりでございますと答弁もされています。今の1点目の答弁、町長へのメッセージやPTAだ、バンドフェスタだ何だということ聞くようにしているつもりでございますではなくて、聞いているととってもいいんですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 直接聞いているということでございます。制度としては、きちっと今まで16年間、PTAの会長会議というものもやっておりますし、審議会にも若い人たちの意見を入れるようにしております。また、事業を実施する際の、先ほどお答えしたようにやっているということでございます。それで、さくら青年会議所との政策、首長政策懇談会、これも私から提案させていただきました。

各仕組みなんですけど、先ほど申し上げましたように、行政との形のある青年会議がやらなかったから、若者の意見を聞かないというわけではなくて、別な手段を講じているということと、これにつきましては、参加するほうの意見も聞かなきゃないということございましたので、提案をさせておりましたが、若者は議会の中で形式張ったよりも、皆さん議会の中で柴田高校とやっているように、自由に意見交換できる、そういう場のほうが、ほかの自治体を調べさせていただきましたけれども、そちらのほうが本音をしゃべれていいということでございますので、私は今議会が進められているやり方のほうが、うちの職員も入っておりますので、そういった面で一つの意見を集約するチャンネルとしてはいいのかなと思っておりますので、確かに直接私は角田市の議会のところは聞いておりませんが、それ以外のものでもいろいろ提案して、

若者の政策、意見を聞くような機会をみずからつくっているということでございますし、またいろんなところに行って、今の町政への問題点、子育て中のお母様方の意見の聴取、PTAの役員さんの一人一人に入って、学校への要望等を聞いているということでございますので、形としては制度化されておきませんが、そういう機会で実際に聞いているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） まず、それはそれでというよりも、ついせんだってのPTA、小中、町の連合会総会に私も議長代理で、町長も来られて、各学校のPTA会長の意見をよくよく聞いていたというのは、私も目の前で見えていましたので、それはよくよく聞いているということでは、全く答弁だけではなく、間違いなくやっているということで見させていただきました。

それで、この若者という定義が若干幅広いということもありますが、若者というとは何ぼから何ぼまでだと考えていらっしゃるか、誰かというか、答弁いただければと思いますが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 大変難しいところではあると思います。その場所、場所によって、使い方によっていろいろ年齢層は広がってくるかと思えますけれども、10代から20代ぐらいかなと一般的には考えられるところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） そうですね。私も昔柴田町各種青年団体連絡協議会というものの会長をしたという、年齢的にいくと20から30代の前半からやっていたんですけどもね。青少年というとおよそ10代後半ぐらいまでだと。若者というとは、39歳までだとかという、この辺については非常に幅がある。ただ、大体10代後半から、20代、30代ぐらい、40までが若者かと。そして、若者ということになると青少年のように面倒を見るのではなくて、自分たちで活動、行動できる年代であると。当然地域だって、町だって、国だって動かすことが可能だというのが若者だという捉え方だと。要は、面倒見なくても自分自身の足で立って生活して、周りのこともよく見れるような年代ということで、およそ39歳ぐらいまでだということで、それぐらいまでだったらやっていたなということも、ちょっと自分としてもありました。さっき言った、柴各青連と詰めて言っていたのですが、あのころに青年代表ということで、私も2度か3度ぐらい町の会議に参加させていただきました。特別職報酬等審議委員会というやつに、若者代表ということで行ったら、何のことはない、あらかた筋書きどおりになって、そのとおり進んで、まさにそれを見たときに何なんだこれと思ったというのが、今で言う若かったかなということもあり

ますが、そういうことを経験してまいりました。

ということで、経験の話はこれぐらいにしておきますが、それで町で子ども議会というのをやっていますよね。これについて、ここに子ども議会の一般質問通告書というのをいただいていますので、もらいました。これ、たしか3年ぐらいやっているのかな。3年ぐらいというか、3年ぐらいの、ちょっと聞く範囲では3年ということなのですが、これは要するに目的は何かということをお聞きしたい。どこが主催してやっているのかということ、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 子ども議会に関しては、教育委員会が小学校、それぞれ順番でやっております。目的は、子どもたちが社会科の授業の中で、政治経済ということで、議会がどう働きをするか、そういう形で自分たちで勉強して、それを自分たちが議会の中で意見を、自分たちの調べた意見を表明する。それに対して、町がこういう形で回答するというので、自分たちが学んだものを実践するという形で行っているものです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。ということは、社会科の授業の一環と。いわゆるこれが社会学をちょっとのぞくという程度の会議ということですね。この子ども議会、町村議長のデータを調べると、今は生徒、学生対象の会議ということで、およそ927町村のうち、これを行っているのは185町村。宮城県では平成29年1月から12月までで5つ、子ども議会をやっているのはそれしかないんですね、22町村ある中でということです。市議会になると、これがもうちょっと高くなるのですけどね。北上市なんか女性模擬議会ということでやっています。この模擬議会というと、私の母親も昔、女性模擬議会ということで出て、田んぼの水について聞いたら、当時の町長も、いや、それは困ったということだったという話を聞いていますが、そういうことでやっています。

この子ども議会は、平成29年、平成30年、平成31年と、議会のたびに諸報告で町長が子ども議会についての報告ということであります。すると、決まったフレーズが出てくるのです。誠意を持って答弁しました。これが3年、平成29年、平成30年、平成31年で、3年間これが出てくる。子どもたちの目線で云々、これも3年間出てくる。全く同じ答弁という形で3年続けて。これを見たときに、果たして町長は子ども議회를どのように考えているのかなんて疑問に思いました、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。



○町長（滝口 茂君） 子ども議会は私の政策の大事なことで、当選した次の年からずっと続けているということでございます。この子ども議会は、もちろん基本的には政治について小学生段階で学んでもらいたい、議会について学んでもらいたいと、そちらが趣旨でございますが、私としては子どもたちの意見を議会の場で正式に要望したことが、実際に政策としてはね返るということが体感できるような子ども議会にしたいということで、スタッフについてはここにそろっている課長以上の者を集めまして、真剣に皆さんの議員と同じような意見と受けとめて、できるところはできるところ、できないところはできないと申し上げまして、実際に予算をつけてやってきたというのが実情でございます。

ですから、こういう議会はやっぱり事前に子どもたちも政治とか、議会について勉強した上で参加をされております。単にその日だけ自分の意見を述べるということではなくて、先生から全体的な勉強を教えてもらいながら、自分たちのグループをつくって、地域の課題をみんなで話し合っ、それを町長にぶつくと、前段階があります。ですから、大人の議会で難しいのは、前段階の取り組みが、今インターネットの時代、若者がつながらない時代にあるものですから、なかなか形の整った青年議会というのを提案しても、受けとめてくれないのかなと思っております。そういった意味で、子どもたちは素直でございますので、私の言葉が3年間同じだったということでございますが、その3年間の同じ言葉を、きちっとできることはできること、実際にやっているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 誠意を持って答弁して何が変わったのか、具体的に感じるところがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 一番印象的なのは、西住小学校のイノシシのフェンスの問題でした。柴田小学校と西住小学校は小さいものですから、合同でやるものですから、5年に一遍小学校を回るようになります。西住小学校の児童から、イノシシ対策として学校を守ってもらいたいというお話がございました。そのときに言われたのは、実は5年前にうちのお姉ちゃんが町長にお話ししたときに検討しますと。それ以来、何もやっていないということだったものですから、急遽、これはいかんということでイノシシ対策をしたら、子どもたちがそこでことしはおかげさまでイノシシに食べられなくてサツマイモができましたと、こんな大きなサツマイモを持ってきてもらったということもございますし、また西住地区は電灯が暗いということがございまして、電灯をつけたということでございますので、一般議会と同じようにできることはやって

きたというのが実情でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 確かにこの議事録というか、質問書にも暗いという質問は確かに出ていました。

それで、子ども議会なのですが、これが全国的にもいっぱいありまして、熊本市の子ども議会、これもちよっとこういうのを今ネットで、先ほどもネットでとありましたけれども、ネットで調べると出てくるといった話なのですが、熊本の子どもの議会は地震を経て3年ぶりに再開されて、その中に、以前は子どもたちが質問し、市長や市役所職員が答弁するというやり方でしたが、そんな議会ごっこをするのではなく、ことしから子どもたち同士が議論し、発表するやり方に変えましたと載っています。子どもたち同士でいくと、本議会もまだこの本会議上の議論というか、討論はまだしていないのですけれども、もう小学生の子どもたち90人ぐらい集まって、議会ごっこをやめようと。子どもたち同士で議論して、それで発表しようというやり方を変えました。すごいなど。これについて、どのように感じるかというか、誰でもいいですけども、お答えください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと今地区名を忘れましたけれども、熊本ね。それと、うちの議会は違うということでございます。先ほど言ったように、柴田町の子ども議会は議会ごっこではありません。真剣に子どもたちの意見を行政に反映させる場だと受けとめて、実際にやってきております。先ほど申しましたけれども、子どもたちもその準備のために、先生を中心に、また子どもたち同士でグループをつくって、自分のグループは何を質問しようかとある程度詰めた上で持ってきておりますので、柴田町の子ども議会は議会ごっこではありませんので、このやり方を続けさせていただきたいと。子どもたちの感想を学校からいただくことになっております。そうしたら、やっぱり質問するときには緊張したし、町長のできることとできないことははっきりわかりやすく説明していただいたという感想文が届いておりますので、私としては柴田町の子ども議会は真剣に受けとめる議会として、これからも続けていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 子ども議会において発言ができる議員、児童は8人ぐらいになります。実際に今回小学校1学年ですね。そうなりますと、学校の中でそれぞれグループをつくって、自分たちで地域を歩いて、いろんな問題ということで検討し、グループで検討して、ま

ず学校の中で私たちはこの問題について取り上げて発表したいということで、そういうことを経て8人が選ばれておりますので、最初からその8人が選ばれているわけではなく、それぞれグループをつくって、児童が考えて、発表するもの、それを8人に絞られているということで、いろんな意見がある中からそういう形で出てきているということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 誤解のないように言っておきますが、別に柴田の子ども議会が何とかだ、かんとかだということではないんですよ。今言ったように、子どもが質問して、市長や職員が答弁するというやり方でなくて、議論してということがあるということです。当然この学校だって、どこだって、学校の中では当然うちの町と同じようにやっているわけで、議員が今度質問するときには、単なる答弁をもらうのではなくて、子どもたち同士で議論してということですから、その辺はちょっと違うのかなということで、だから答弁するというやり方が議会ごっこという非常に強い表現だなと思いましたが、そういうふうに書いてありました。ただ、それ以上私も詳しくは調べていませんけれどもね。まあ、そういうことです。

そして、さらに驚くべきことですけれども、山形県の遊佐町という鳥海山の麓にある町ですが、ここでは少年議会というものをつくっています。これには私も驚きました。こういうチラシをつくって、そしてこの少年議会には少年町長は1人、少年議員が10人、任期は1年、この少年議会がつくって町に提言したことを町は尊重して、それに努力して応えていく。少年議会、少年町長もいるのです。これにはさすがに私もびっくりしましたが、第12期少年町長、少年議員決定という、町の、そして総合計画にもしっかりとこの少年議会のことが載っているのです。いや、これにはさすがにびっくりしましたが、ちょっと調べていただければいいかなと思うのですけれども、このやり方がいいかどうかは別にして、これに公募する、立候補する子どもたちがいるという世界があるということで非常に驚きましたけれども、これについて何か感想があれば、例えば教育長でもいいですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） とても素晴らしい活動だなと思っております。我が町の子ども議会というのも、いま一度振り返ってみますと、子どもたちが町を盛り上げるために自分たちができることを一生懸命考えてくれている。それから、議会側が、私たちが返してやることで、町の人たちとつながっているなというようなところも感じている。例えば英語のSAKURA PROJECTやJOV活動も子ども議会の中から、もっと英語を勉強したいという子どもたちの熱い声があつて、そのことを受けてスタートしてきているので、子どもたちも自分たちの思

いというのを受けて頑張ろうというような意欲を持っているのではないかと思います。

また、つながるということでは、今回桜場議員から、中学生が小学校に行って挨拶をするというような動きも、やはり自分たちがそのことをして、大人の人たちがどう感じたんだろということ、やはり返してやるのが大事だなと思っておりました。ですから、桜場議員さんから今回聞いたとき、校長会でぜひこのことを伝えて、議員の方々もみんなの活動を受けとめていたんだよというところを返してやるということが、非常に大事になってくるのかなと思っておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 全く、そういうことだと思うのです。少年議会というか、この遊佐町で、私これから、これはうちの町でもと思ったのが、フィフティ・フィフティ事業というのをご存じですか。国がかりでやっている話らしいですけど、中身は、遊佐町小中学校フィフティ・フィフティ事業について、子どもたちみずからが省エネ目標を設定し行動することで、学校における環境教育と地球温暖化防止につながる省エネ活動に取り組んで2年になります。これが、目標を立てて、例えばエアコンならエアコンでもいいですけども、学校の、目標を立てて、その半分で済んだとなったら、残り半分を、その半額である半分、例えば100万円分の光熱を節約したとしたら、予算上、その半額である50万円を学校が自由に使ってもよいことでの省エネのインセンティブを与えるということをやっていると。つまり、町が予算化した中で、この学校でこれぐらいですよといったところを、子どもたちが省エネについて話し合っ、そのうち3分の2しか使わなかったら、残りは学校が使ってもいいですよというフィフティ・フィフティ事業、これ結構あちこちでやっているのですね。子どもたちが町のこういうことで参加させる方法として、この夏、来年にかけて町でエアコンつけます。学校ごとにエアコンを使うだけ使うのではなくて、省エネというものを知ってもらうために、そして余った金の半分は学校で使っていいよといった、このフィフティ・フィフティ事業に町として取り組んだらおもしろいというか、取り組むのはいいのではないかと思います、どうでしょうか。今聞いただけで、すぐ判断できるかどうかは別としてどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 町としても今年度エアコン設置工事を行って、来年から電気料がどのぐらいになるか戦々恐々としているところではありますが、一方で学校では省エネということでの授業も行っておりますので、今水戸議員から教えていただいたような事業を参考として、すぐ取り組めるかというところはその辺は何ともあれですが、そういう電気料が上がらないよう

な形で、学校での省エネの取り組みということには参考にさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ぜひ実施できるような状況になれば、子どもたちはそれによって自由に使える費用が発生するということでは、子どもたちの参加意欲というか、そして社会貢献の一環、温暖化防止につながるのだということでは、非常に子どもたちに自信を持たせることになるのではないかと思いますので、教育長、これはぜひ前向きに町長を粘りっこく口説いて、やっていただくようにしていただければなおいいかなと、今町長笑っていますけれども、とにかくこういったことで子どもだからこうでしょう、ああでしょうということでないのだと。今回改めて私もそれに気づかされたということなのですからけれども、そういったことでよろしく願いしたいなと思います。

子どもたちというか、若者ということになると、本町での25から39歳までの転入、転出ということで、どういった兆候があるかということがわかれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 済みません、今データは持ち合わせておりません。

○議長（高橋たい子君） 後ほど回答ということで。

再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 25歳から39歳まで、若者が町によって町政やらまちづくりに参加する意欲というか、できる場があるかどうかによって、この年代の人たちが町から離れるか、これができるから入ってくるかということでの転入、転出の人口の流れを聞いたということです。ですから、わかればです。そして逆に、そんなに転出、転入もないということであれば、それはそれで結構だと思いますけれどもね、そういうことです。

先ほど夏まつりについて聞きましたけれども、要はサマーフェスティバル全部を子どもたちやら若者にやらせろということではなくて、一部でいいから子どもたちにやらせる、やってもらおう、やってみてもらおう、それが経験につながる。それが世の中に結びつくということになるという話なので、この辺についてもう1回お聞きしたいと思います。全部やれと言っているわけではありません。当然できないですから。ただ、一部のそういった祭りのある一つのイベントだけでも持たせることができないかどうかということでお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） サマーフェスティバルですね。議員もご存じのとおり、メインは夜の打ち上げ花火となっております。その前段として、いろいろな各種団体、いろいろふだ

んやっているようなものを発表の場として、ステージをこさえて、各団体に発表してもらったり、歌や踊り、よさこいとか、そういう場面が出てくると。ご存じのとおり、夏の暑い時期での開催となりますので、なかなかその時間に制約がある。ですから、皆さんの出てくるのは夕方方の4時、5時ぐらい、花火に合わせて出てくるのが大半でございます。

その中で、今提案があった子どもたちが一画を担えるような場面ですね。考えられるかどうか、その辺も実行委員の中で話し合いを持って、こういった場面だったら参加できるのではないのかと。ただ、一番心配なのは夏の暑い時期での熱中症対策ということも、片や考えなくてはなりませんので、その辺も考慮した上での参加ということを考えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 祭りが変わらないのですから、答弁も変わらないということは当然理解していますが、ただそういうことを、やることをできないことはないと思うので、子どもの安全もかかるので無理にやれとは言いませんが、さっき課長が言ったように、夏まつり以外のイベントとか、そういうことでということであれば、それはそれでぜひ子どもたちが参加して、まちづくりに参加、参画できるような仕組みをつくっていただきたい。そういうことで、先ほど柴各青連という話をしましたが、町としてはこのまちづくりに寄与するような組織を立ち上げるということを検討するといったことはないかどうか、改めてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 町が、その組織というのはよくわかりませんが、自主的な集まりを応援するという以外にはないのではないかなと思っております。いろんな団体ですね、お祭りをやりたい団体については、それぞれの若者が集まってJam+Jam大会とか、匠まつりも若い人たちが引き継ぐ形で実施しておりますので、役所が組織をつくるということは、もう難しいのではないかなと思っております。それぞれに思いのある方々がネットでつながっておりますので、そのネットの方々を改めて組織として、長がいて、役員がいてというのは、なかなか現実の組織さえも若者離れが進んでおりますので、難しいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

それでは、ちょっと模様を変えますというか、さっき主権者ということで言いましたけれども、18歳以上からの国のかかわる選挙権があるということでは、私はつい最近読んだ本ではシチズンシップ教育、主権者教育、もう18歳から選挙権ですから、中学3年生を経て、すぐそれ

から2年、3年すると選挙権を有する国民になるわけです。はっきり言って国民、いや、子どもだって、乳児だって国民ですけども、ただ世の中を動かす、支えることもできる年齢になるということでは、主権者教育とシチズンシップ教育というのが必要だという本を読みました。これについて、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 芳君） 選挙、新有権者、きのう、おとといですね、新有権者という形の18歳からの選挙権を有することで、平間奈緒美議員にもお答えしたのですが、投票率の向上の関係からにも、中にあるのですが、その中での選挙啓発事業の中に、今18歳未満の方々の有権者の新有権者になるための勉強を、出前講座のほうで勉強している状況でございます。町としては小学校を担当させていただいてございます。あとは中学校、こちらについてもそれらの勉強をさせていただいているところでございます。また、高校生の関係、大学については、宮城県の選挙管理委員会がその新有権者に対しての18歳以上の選挙権について学んでいる状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 先ほど総務課長ということで答弁を求めましたが、選挙管理委員会書記長ということで訂正させていただきます。

再質問ありますか、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） その本に書いてあること、ここで読んでいる時間もないのですが、読みますと、選挙で投票することだけを教えるのが主権者教育ではない。憲法や基本的人権、貧困、環境、地域共生、社会保障や税の使い道など自分たちの生活にかかわる内容全てが主権者である私たちにかかわっているということになると、単純に選挙管理委員会がどうか、こうとか、教育委員会がどういうふうにしていくかといったような、そういった話になるのかなということで、主権者教育は必要ではないでしょうかという話をしたわけでありませう。

文科省でも高等学校等における政治的教養の教育と高等学校の生徒による政治活動についてを2015年に出しましたが、これまで国家社会としては未成年者が政治的活動を行うことを期待していないし、むしろ行わないように要請していた立場から、高等学校の生徒が国家社会の形成に主体的に参画していくことが、より一層期待する立場へと、180度文部科学省が方針を変えた。つまり、18歳選挙権になることによって、もうがらりと変わってきているということです。そういった意味で、シチズンシップ教育ということで、私たちの動きが地域やら国に影響するんだよという話の教育をするべきではないかといったようなことが、首都大学の先生は述べているということで、選挙管理委員会ではむしろ、教育長、知っているかどうか、高等学校

なのでちょっと違うのかなと思うのですけれども、そういった面でのご対応、考えがあるということはどうでしょうか。そうすると、中学校しか多分ないんだと思うのですけれどもね。小学生で難し過ぎるということもあると思いますけれども。ただ、そういうふうに決める必要はないことであって、ということなので、主権者教育、シチズンシップ教育、そしてそれについてお聞きしたいということだったのですが、教育長、感覚として、感じとして今聞いたことでどうでしょうか。どうする、こうする、それはいいです。ただ、聞いた感じを聞かせていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 教育ですから、国民育成、国民育成の前に町民育成ということで、つい最近の例で申しますと、例えばベラルーシから新体操チームがSAKURA CAMPとして、合宿の拠点として柴田町あるわけですけれども、そのことを子どもたちに投げかけたときに、3つの中学校で何か自分たちで応援できないだろうかというような動きがございまして、3中学校合わせて、点描画による応援旗づくりというのが動き出しました。さらには、それを発表するときに、東船岡小学校の子どもたちが英語で歌を今まで歌ってきているので、ぜひ英語の歌でも桜に関するので、SAKURA CAMPという意味からも参加して応援したいという動きがございました。そういった動きを大学のほうにお話しさせていただいて、プログラムの中に組んでいただいて、そのプログラムができ上がったら、校長先生を通して子どもたちに返して、その番組の中での自分たちのパフォーマンスを自分たちで工夫するという動きがございまして。そういうような、自分たちで物事をどのように受けとめて、それに対してどう自分たちが行動するのかというようなところをしっかりとつくってあげるのが、我々中学校、小学校の役目ではないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 先ほど、水戸義裕君の一般質問で保留になっていた件について、答弁の申し出がありましたので、これを許します。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 先ほど水戸義裕議員から、25歳から39歳の転入出の人数はというような質問でございましたけれども、町民環境課の住民基本台帳のシステムでは、年齢別の1年間の入出力という形の数字を捉えているものはございません。もしこれを出す場合は、新たに25歳から35歳のシステムの条件を入れて再出力しないと出てこないものですから、回答は今できないということをご了承願いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 年齢別というのはいいです。



若者会議、若者議会というと、今や全国的な、既に活用している、一番大きいのは小布施町、1万1,000人の町の小布施町で2012年からやって、全国の若者に声をかけて、100人ぐらい集まって、2泊3日だか、1泊2日だかでやるといったことで、それから若者議会とあって、若者議会と、それから若者議会条例までつくっている新城市、これは3期目の穂積市長が選挙のときのマニフェストにこの若者の総合政策という名前につけたんだそうですが、これについてやったら、若者から大賛成みたいなことになってきたと。宮城県議会でも去年、おととしかな、平成29年10月に若者と宮城県議会議員との意見交換会というのが実施されています。若者17人、大学からの推薦参加7人、公募による参加10人、議員31人、発言者として参加した議員21人、傍聴した議員10人、これは3つのグループに分かれて県庁でやる。若者を集めてやっています。若者というと、「東北若者10000人会議」という「10000人会議」と書いて「ばんにんかいぎ」と言っています。熊本の若者会議、今さっき町長が言った4Hクラブもその若者の中に入ります。それから、いわき若者会議、つばめ若者会議、あちこちに若者会議があります。つまり、若い人たちが既にそういうふうにして、自分たちのまちを自分たちで住みよくしていくということから、そしてそこから出てくる意見というのは、すごいいいことができるということで、若者ですからね、そういったことからいくと、先ほどの主権者教育で言っても、先日の同僚議員の18歳から19歳の投票率が25%だったという、これについてもやはりそういった教育をすることによって参加が多くなるだろうと。それから、子育てアプリの対応についてという質問についても、これから調査しますといった遅いという答弁、何かありましたけど、こういうところも若い人たちがやったらもう既に、多分、若者の意見としてはやるべきだとなるんじゃないかと思います。きょうもそうですけどね。

若者が、需要がなければ経営が成り立たないんだということで、町長のたしか答弁、祭りの何か。だから、こういったことでいくと、町として本当にこういったことを組織するよりも、もう子ども、若い者はそういうことを好まないんだって町長さっきから言っていますが、本当にやったかどうかというか、そういう意見具申したかどうかということをお聞きしたいと思うし、本当にできないのでしょうか。だったら、何で日本中でこんなに若者会議が立つんですかということをお聞きしたいのですが、どうですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） それぞれに自治体の特徴がございます。その議会で柴田町の子ども議会のように、もう16年もやっている議会が同時にやっているのであれば、参考にさせていただきたいと思います。

私は、P T Aの会長会議も十何年間やっておりますし、新たにさくら青年会議所との政策懇談会も私も提案したものでございます。ですから、青年会議、議会をやらないから、それ一つをもって、町政に若者の意見が反映されないというのは、ちょっと一面的かなと思っております。柴田町の議会は柴田高校と一緒にワークショップをやっているわけですね。うちの職員も参加させております。ですから、いろんなチャンネルがあってもいいんだろうと思っております。

改めて、柴田町は子ども議会、それからP T A懇談会、それからいろんな審議会に若者を採用、それから若者が企画する提案事業については積極的に応援すると。一番いいのは、造園組合の青年部が柴田町のまちをよくしたいと、ボランティアで協力したいということで桜を植えたり、船岡城址公園の山頂の庭園をボランティアでつくってもらったということなので、ほかの町に比べて若者意見を取り入れていないというつもりは全くございません。ですから、一つの制度ができないから、柴田町は若者の意見を取り上げないというのは違うのではないかと。それぞれに若者の意見を取り上げるチャンネルは多様であっていいのではないかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） チャンネルはいっぱい持って、確かにね、ただそれを目的としたそういう会議というのがあってもいいかなと。その中の一環として話を聞くということじゃなくて、例えばP T Aにすれば、この前も私言っていましたけれども、こういうことをつくってください、ああいうことをやってくださいといった、そういった偏った意見じゃなくて、フリートークみたいな形でやるということはまた違うと思うので、ぜひそれはやってほしいと思います。

時間もないので、若者が住み続けて、ここで活躍してくれる町にしていきたいということで、そういう青年の参加を促すような町であっていただきたいということを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて17番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦勞さまでした。

午後3時15分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月5日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 12番 森 淑 子

署名議員 13番 広 沢 真

